（案）

地 域 森 林 計 画 書

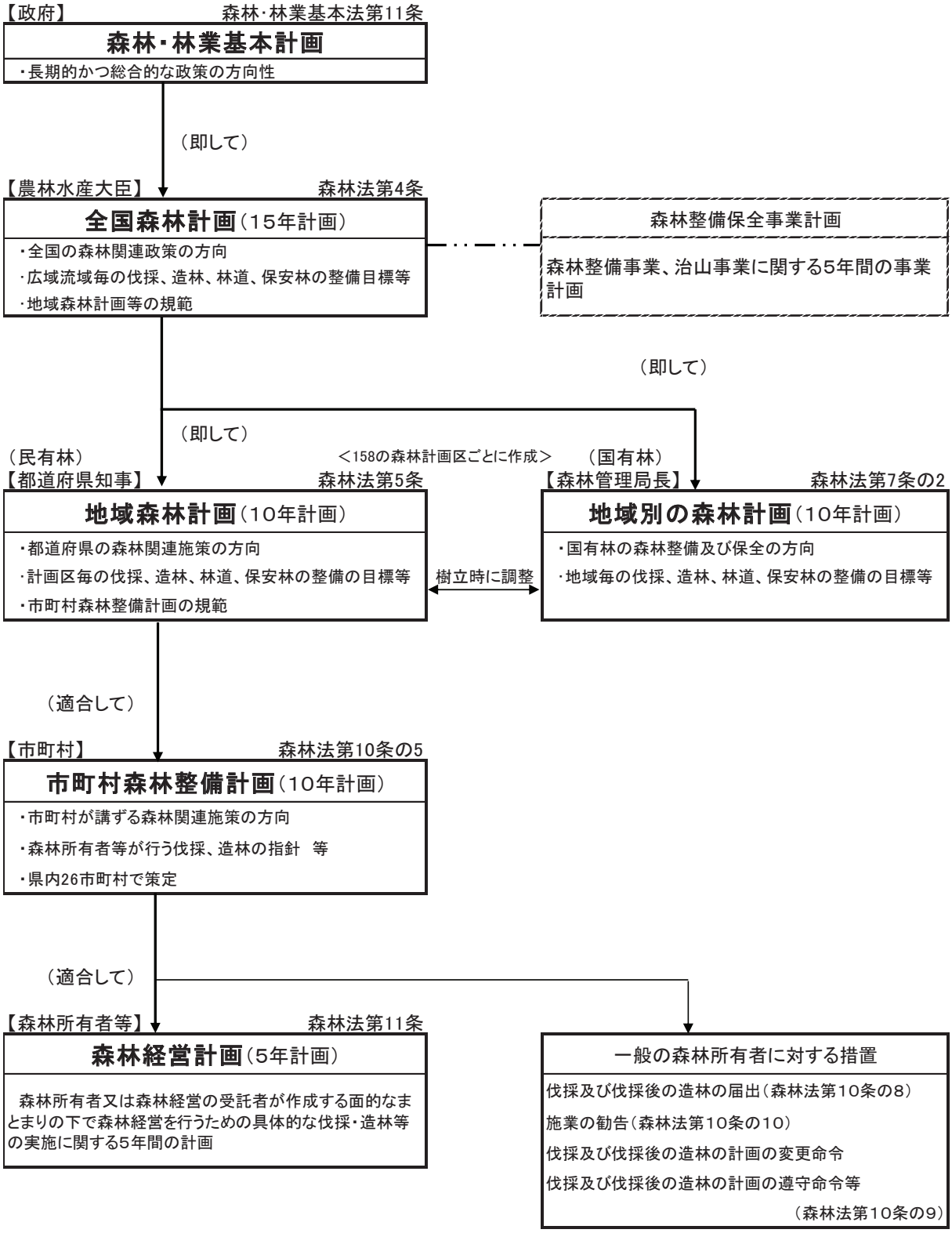
（富士川上流森林計画区）

計画期間　自　令和 9年 4月 1日

至　令和19年 3月31日

山　　梨　　県

森林計画制度の体系図


【政府】
森林･林業基本法第11条
森林・林業基本計画
・長期的かつ総合的な政策の方向性
（即して）
【農林水産大臣】
森林法第4条
全国森林計画（15年計画）
・全国の森林関連政策の方向
・広域流域毎の伐採、造林、林道、保安林の整備目標等
・地域森林計画等の規範
森林整備保全事業計画
森林整備事業、治山事業に関する5年間の事業計画
（即して）
（即して）
（民有林）
＜158の森林計画区ごとに作成＞
（国有林）
【都道府県知事】
森林法第5条
【森林管理局長】
森林法第7条の2
地域森林計画（10年計画）
・都道府県の森林関連施策の方向
・計画区毎の伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
・市町村森林整備計画の規範
樹立時に調整
地域別の森林計画（10年計画）
・国有林の森林整備及び保全の方向
・地域毎の伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
（適合して）
【市町村】
森林法第10条の5
市町村森林整備計画（10年計画）
・市町村が講ずる森林関連施策の方向
・森林所有者等が行う伐採、造林の指針　等
・県内26市町村で策定
（適合して）
【森林所有者等】
森林法第11条
森林経営計画（5年計画）
森林所有者又は森林経営の受託者が作成する面的なまとまりの下で森林経営を行うための具体的な伐採・造林等の実施に関する5年間の計画
一般の森林所有者に対する措置
伐採及び伐採後の造林の届出（森林法第10条の8）
施業の勧告（森林法第10条の10）
伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令
伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令等
（森林法第10条の9）

富士川上流地域森林計画区位置図



目　　次

Ⅰ 計画の大綱

第１ 森林計画区の概況

1 位置及び面積 2

2 自然的背景 4

3 社会的経済的背景 6

4 計画区内森林の現況 8

5 その他（計画区内における近年の動向） 13

第２ 前計画の実行結果の概要及びその評価

1 伐採立木材積 14

2 間伐面積 14

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 14

4 林道の開設及び拡張の数量 15

5 保安施設の整備 15

6 要整備森林の施業の区分別面積 16

第３ 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 17

2 森林の整備に関する事項 17

3 森林の保全に関する事項 18

Ⅱ 計画事項

第１ 計画の対象とする森林の区域

1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積 20

第２ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項 22

(1) 森林の整備及び保全の目標 22

(2) 森林整備・保全の基本方針 24

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 27

2 その他必要な事項 29

第３ 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） 30

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 30

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 33

(3) その他必要な事項 34

2 造林に関する事項 38

(1) 人工造林に関する指針 38

(2) 天然更新に関する指針 39

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 41

(4) その他必要な事項 41

3 間伐及び保育に関する事項 42

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 42

(2) 保育の標準的な方法に関する指針 43

(3) その他必要な事項 44

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 45
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 45
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 48

(3) その他必要な事項 49

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 50

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 50
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 51
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 51

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 51

(5) 林産物の搬出方法等 51

(6) その他必要な事項 52
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 53
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 53

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 53
(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針 54

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 54

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 56

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 59

(7) その他必要な事項 60

第4 森林の保全に関する事項

1　森林の土地の保全に関する事項 61

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 61
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 61

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 61

(4) その他必要な事項 62

2　保安施設に関する事項 64

(1) 保安林の整備に関する方針 64

(2) 保安施設地区の指定に関する方針 64

(3) 治山事業の実施に関する方針 64

(4) 特定保安林の整備に関する事項 66

(5) その他必要な事項 66

3　鳥獣害の防止に関する事項 67
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 67

(2) その他必要な事項 68

4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 68

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針 68

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。） 68

(3) 林野火災の予防の方針 69

(4) その他必要な事項 69

第5　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1　保健機能森林の区域の基準 70

2　その他保健機能森林の整備に関する事項 70

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針 70

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針 71

(3) その他必要な事項 71

第6　計画量等

1　伐採立木材積及び間伐立木材積 72

2　森林施業面積 72

3　人工造林及び天然更新別の造林面積 72

4　林道の開設及び拡張に関する計画 72

5　保安林整備及び治山事業に関する計画 82

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 82

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 84

(3) 実施すべき治山事業の数量 85

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 85

（別冊）林道・林業専用道　開設箇所位置図

第7　その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 86

(1) 保安林の施業方法 86

(2) 保安施設地区の施業方法 93

(3) 自然公園内の施業方法 94

(4) 砂防指定地の施業方法 96

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法 97

(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法 97

(7) 史跡名勝天然記念物または県指定文化財に指定された区域の施業方法 97

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法 97

(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法 98

(10) 風致地区に指定された森林の施業方法 98

(11) 自然環境保全地区等の施業方法 98

(12) ユネスコエコパーク区域の施業方法 99

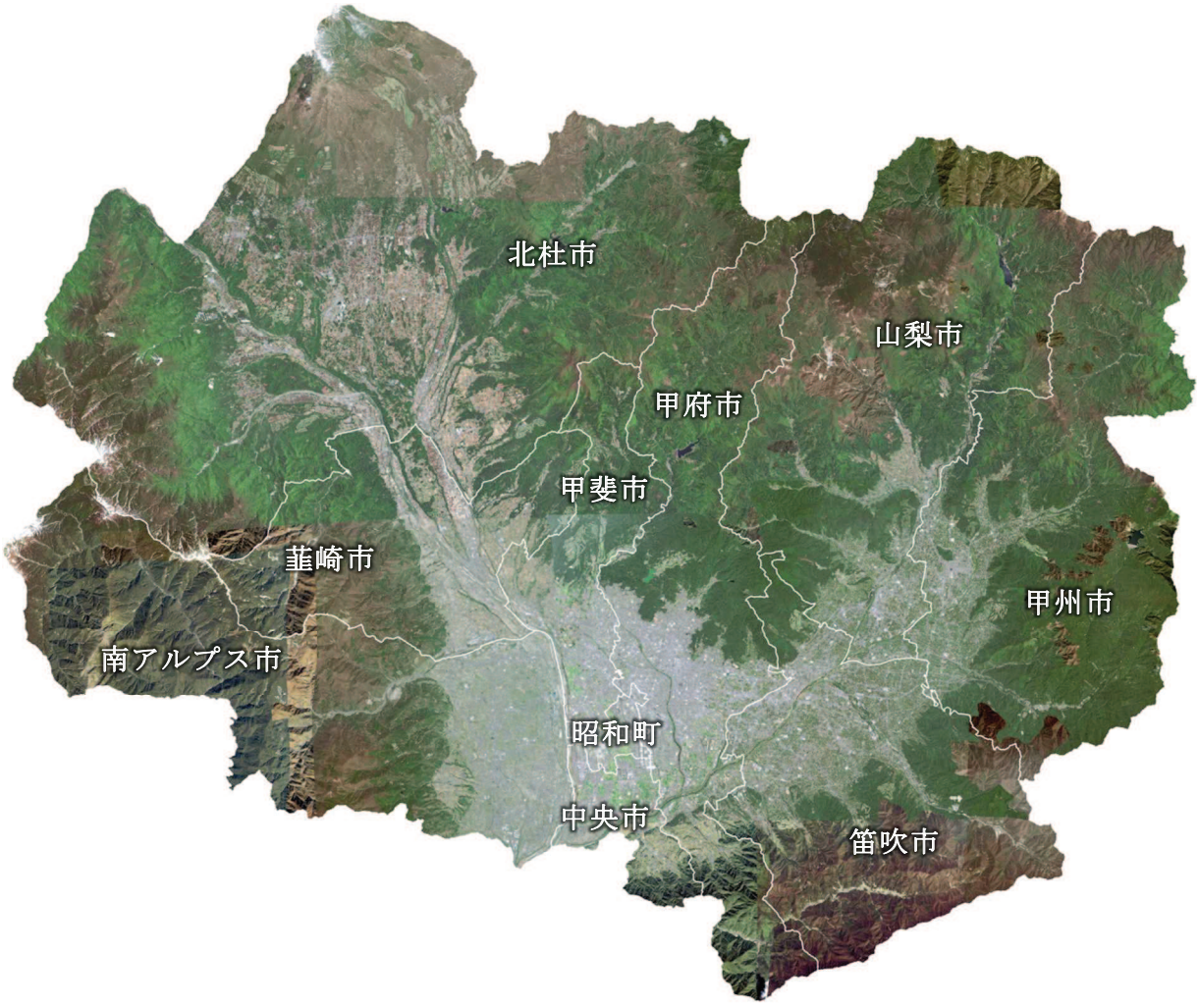
Ⅰ 計画の大綱

（計画の目的）

本計画は、令和５年１０月１３日閣議決定された全国森林計画の実効を確保するため、同計画に即して、地域的な特性に応じた伐採、造林、林道、保安林等の整備の目標を定めるとともに、各市町村で策定する市町村森林整備計画の規範を示すことを目的に策定するものである。

計画の期間は、令和９年４月１日から令和１９年３月３１日までの１０年間とする。

計画区の衛星写真



©日本スペースイメージング(株)

第１　森林計画区の概況

１　位置及び面積

●県の中央部から北西部に位置し、９市１町で構成され、県土面積の約４７％を占める

全国森林計画で定められた富士川広域流域に属する富士川上流森林計画区（以下「計画区」という。）は、県の中央部から北西部の９市１町からなる総面積２０９，１３３ha の区域であり、県土面積の約４７％を占めている。

表１－１－１　面積

区分	面積(ha)	割合
富士川上流	２０９，１３３	４７％
県全域	４４６，５２７	１００％

※令和８年全国都道府県市区町村別面積調より

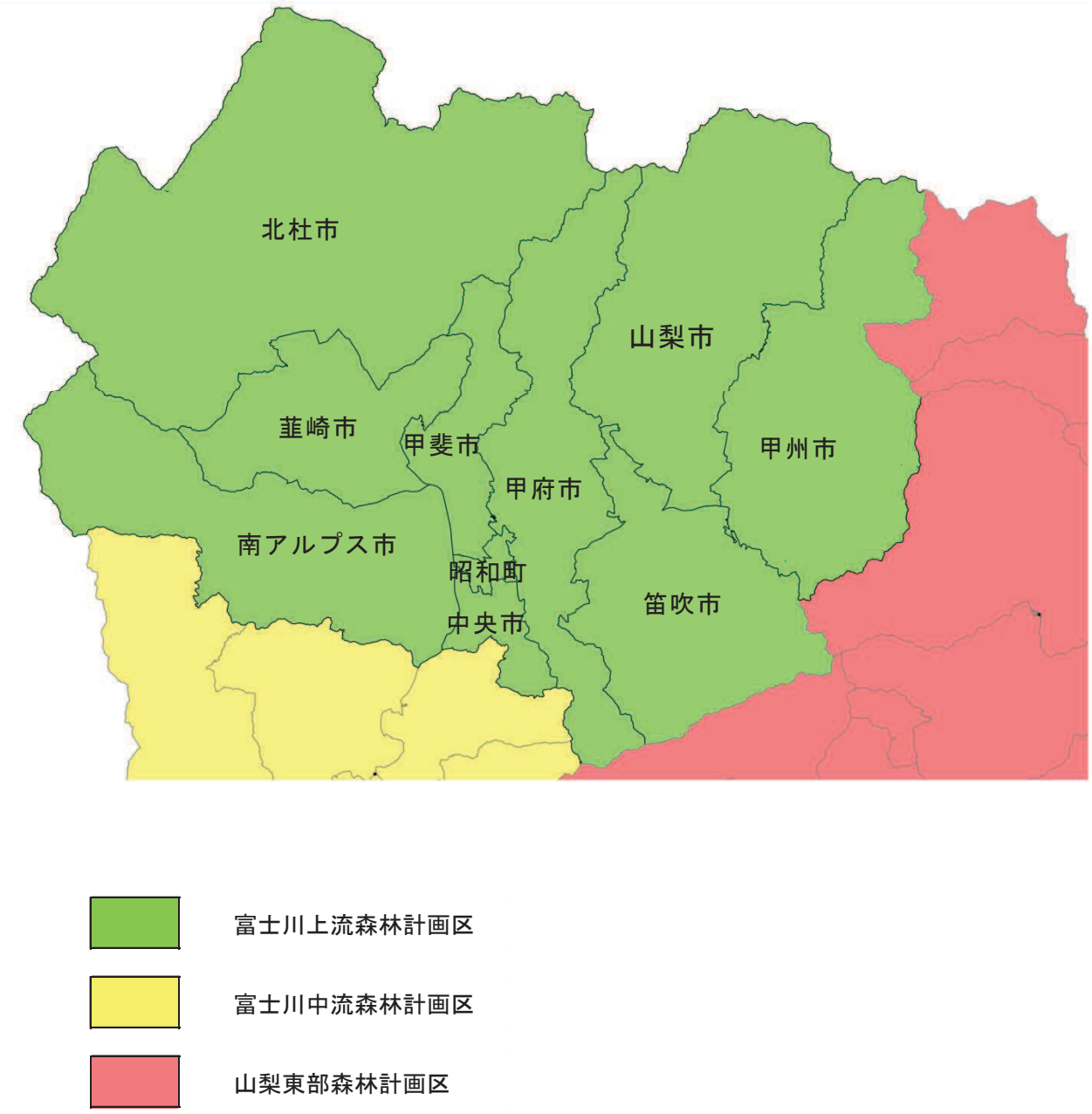

北杜市
山梨市
韮崎市
甲斐市
甲州市
甲府市
南アルプス市
昭和町
笛吹市
中央市
富士川上流森林計画区
富士川中流森林計画区
山梨東部森林計画区

図１－１－１　計画区位置図

2　自然的背景

（１）地形

●西部を南アルプス連峰、北部を八ヶ岳や金峰山、東部を大菩薩嶺が囲む

計画区の三方が高い山に囲まれており、西部には北岳、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳等の南アルプス連峰、北部には八ヶ岳、瑞牆山、金峰山、甲武信ヶ岳、東部には大菩薩嶺等、いずれも２，０００ｍ～３，０００ｍ級の高峰が連なる急峻な山岳がそびえている。

一方、計画区の中央部から南側一帯は、平坦な甲府盆地が東西に広がり、その周辺部は丘陵地帯で、甲府盆地と北部山岳地帯の中間には八ヶ岳南麓及び茅ヶ岳山麓の緩傾斜からなる高原地帯が横たわっている。

（２）河川

●富士川（釜無川）に、笛吹川が合流し、駿河湾へ

計画区流域の本流である富士川（釜無川）は、北杜市の甲斐駒ヶ岳を源流とし、山地からの出口付近に扇状地を形成しながら、流下するにつれて随所で塩川、御勅使川、笛吹川等の中小河川を集めながら、中央の甲府盆地を南下し富士川中流森林計画区を経て静岡県の駿河湾に注いでいる。

また、甲州市の東部には笠取山を源流とする一之瀬川、高橋川が山梨東部森林計画区の丹波山村で多摩川となり、東京都の奥多摩湖に流入している。

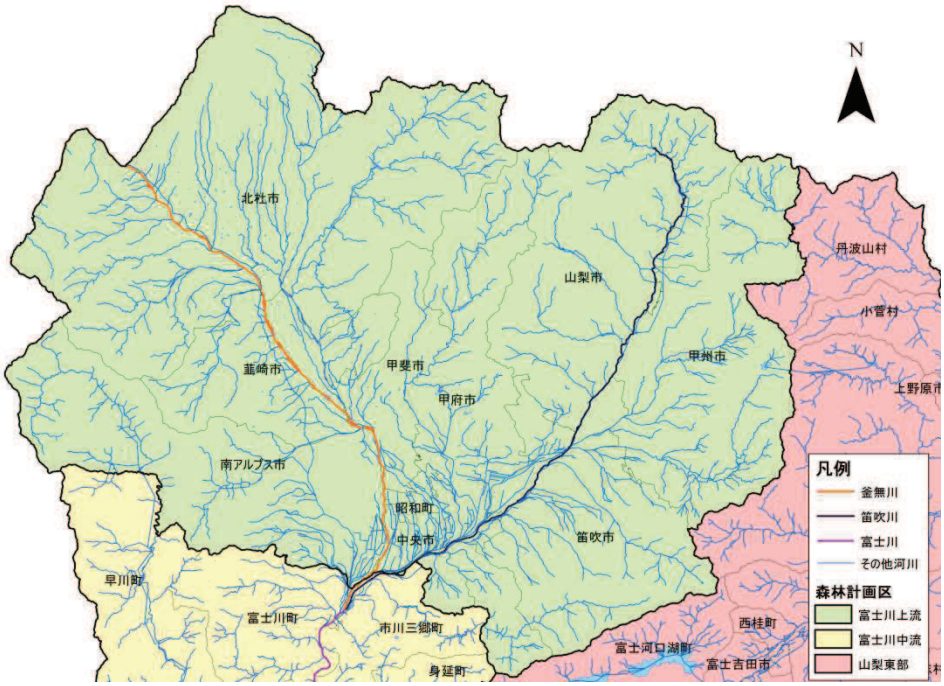


図１－２－１　水系図

（３）地質

●西側を糸魚川－静岡構造線、周囲は火山岩に囲まれ、甲府盆地は堆積層

富士川の西側一帯には、日本で最大規模の断層である糸魚川－静岡構造線が南北に走っており、この断層を境に西側の北部は花崗岩や花崗閃緑岩、南部には四万十層群に属する白根層群、赤石層群、三倉層群から形成される輝緑凝灰岩、断層の東側は御坂層群から形成される緑色凝灰岩からなる。また、計画区の北西部にある八ヶ岳山麓地帯は輝石安山岩、火山砕屑岩、茅ヶ岳山麓地帯は角閃石や石英安山岩からなる。東部地帯にある関東山地一帯は、笛吹川沿いの一部に小仏層群、三倉層群で形成されるが、大部分では花崗岩や花崗閃緑岩が見られる。

一方、甲府盆地は砂、礫等の堆積層からなり、これを取り巻く周辺区域は御坂層群から形成される石英閃緑岩、火山砕屑岩、ホルンフェルス等からなっている。

（４）土壌

●大部分は褐色森林土壌、一部黒ボク土やポドゾル土壌が見られる

計画区の大部分は褐色森林土で占められている。褐色森林土以外の土壌は、甲府盆地及び周辺の扇状地でグライ、暗赤色土等が、八ヶ岳、金峰山、南アルプス連峰の標高 2,000m 以上の高山地帯でかなり広い範囲にわたってポドゾルが、八ヶ岳山麓、巨摩山地の一部、御坂山地等で広範囲に黒ボク土（火山灰）が現われ、また、多摩川流域の北側でも一部ポドゾルが見られる。

一方、母材による特徴として、笛吹川沿いの花崗閃緑岩地帯は深層風化の発達した砂質土地帯が多く、雨水に対する保水力が乏しく、かつ崩壊の危険が高い土壌となっている。

（５）気候

●典型的な内陸型気候

甲府盆地を中心に三方が高い山に囲まれ、標高差が大きいことから、年間を通しての気温の寒暖差も大きく、典型的な内陸型気候となっている。

表１－２－１　気候

	甲府	勝沼	韮崎	大泉	古関
降水量(mm/年)	1，104	1，020	1，141	1，052	1，501
気温（℃）	16．1	15．3	14．6	12．6	13．3

※令和３年～令和７年の平均　気象庁 HP データを基に作成

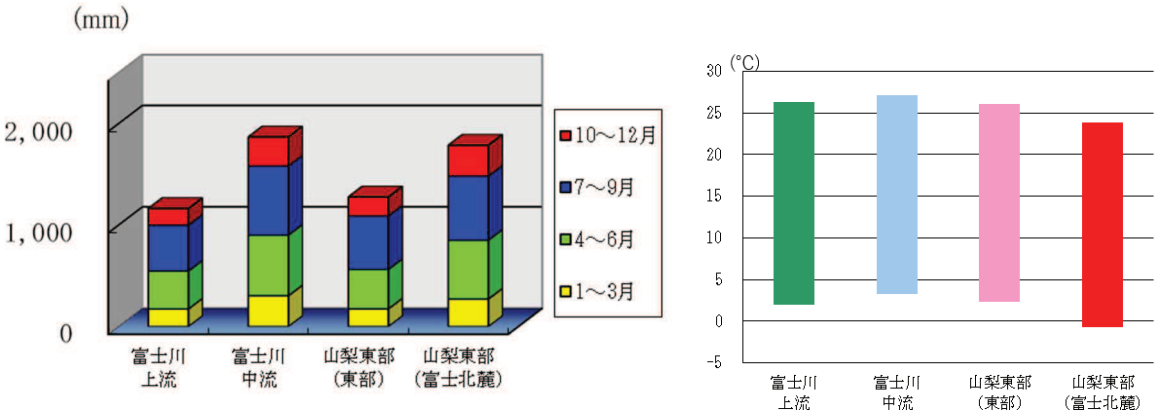


図１－２－２　地域森林計画区別降水量及び気温分布図

３　社会的経済的背景

（１）人口

●県内人口の約７割が集中

計画区の面積は、県土全体の４７％であるのに対して、計画区内の人口は、５８９，２２７人で県全体の７３％を占めており、県内における人口集中度が顕著となっている。

表１－３－１　人口　　（単位：人）

区分	令和２年度	平成２７年度	増減
計画区	５８９，２２７	６０１，１３０	－１１，９０３
県全体	８０９，９７４	８３４，９３０	－２４，９５６
率	７３％	７２％	

※　令和２年度国勢調査より

（２）産業別就業者数

●林業従事者の占める割合は、０．１%で県全体の平均より低い

就業者数は、第３次産業が最も高く、続いて第２次産業、第１次産業の順となっており、林業従事者の占める割合は０．１%と県全体の平均よりも低くなっている。

表１－３－２ 産業別就業者数　　単位：人

区分	第１次産業		第２次産業	第３次産業	計
		うち林業			
計画区	２６,１３７	３６３	８０,３５１	２０５,２５８	３１１,７４６
	８．４%	０．１%	２５．８%	６５．８%	１００%
県全体	２８,６４４	８６１	１１８,８３５	２７８,０３７	４２５,５１６
	９．２%	０．３%	３８．１%	８９．２%	１３６%

※ 令和２年度国勢調査より

（３）交通

●ＪＲ中央本線、中央自動車道及び国道２０号の基幹交通網が東西を結束

計画区内の市町は、ＪＲ中央本線、中央自動車道及び国道２０号の基幹交通網により県都甲府市を中心に社会的､経済的に緊密に結びついている。さらに、ＪＲ小海線、ＪＲ身延線や国道１４０号、１４１号、４１１号や多数の県道等の交通網が整備されている。

また、令和３年に中部横断自動車道の山梨・静岡間が全線開通し、産業、経済、観光を支える広域基盤となっている。

4　計画区内森林の現況

●国立公園等の自然公園に広く指定され、ユネスコエコパークにも登録

計画区の森林は、本県の社会的、経済的活動の中心となっている甲府盆地を取り囲む形で広がり、県土の保全、水資源の確保、洪水の防止など県民の生活に重要な役割を担っている。一方で、静岡県民及び東京都民にも良質で安定した水を供給する重要な水源林となっている。

また、南アルプス及び秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、県立南アルプス巨摩自然公園の指定エリアを擁し、自然資源や自然景観に恵まれた地域となっているとともに、平成２６年には南アルプスユネスコエコパークに、令和元年には甲武信ユネスコエコパークにも登録され、観光面等からも注目される地域となっている。

（１）森林の所有構造

●私有林が３６％、１ha未満の小規模な所有形態が多い

森林の所有形態の内訳、所有規模の状況は、次のとおりである。

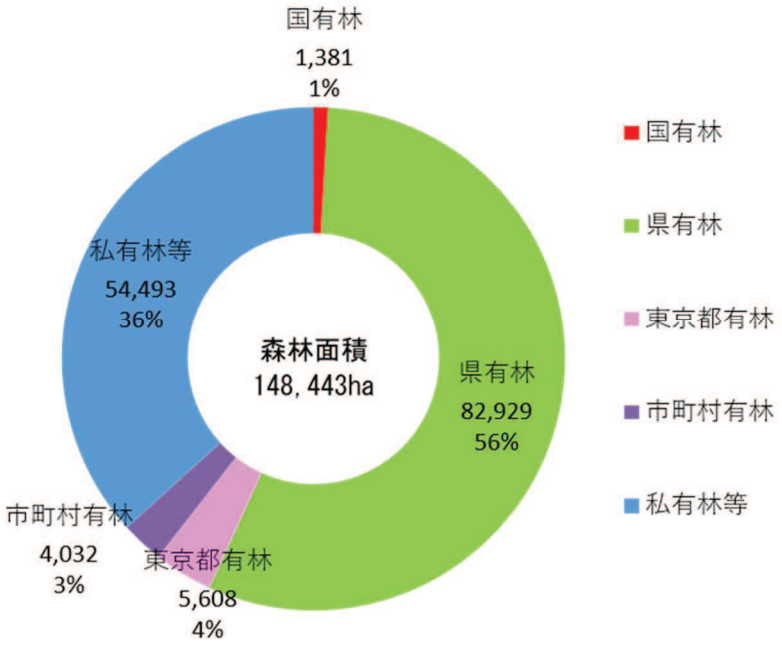


図１－４－１　森林所有形態　（単位　面積:ha）

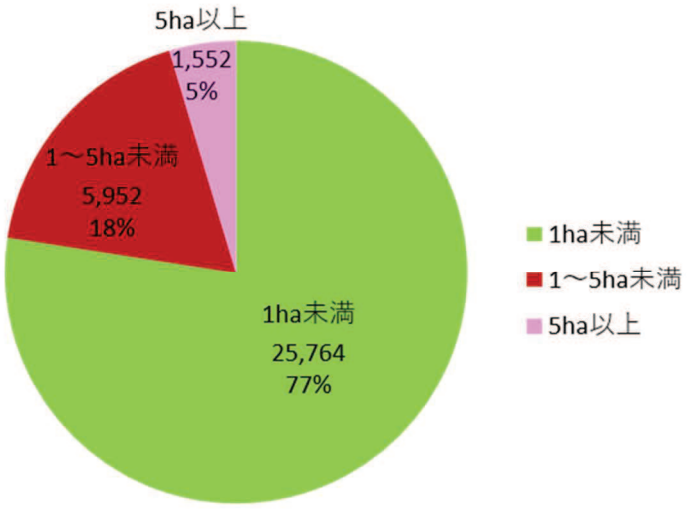


図１－４－２　森林所有規模別　（単位　所有者数:人）

（２）森林資源の状況

●天然林が５２％と半分を占め、人工林ではアカマツ・カラマツが多い

森林資源の状況については、次のとおりである。人工林率は、39%となっており、このうちアカマツ・カラマツが約6割を占めている。

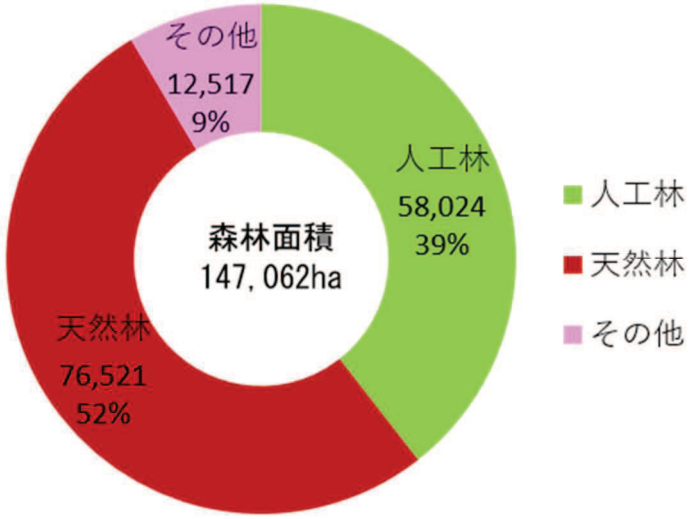


図１－４－３　森林資源　（単位　面積:ha）
※国有林を除く

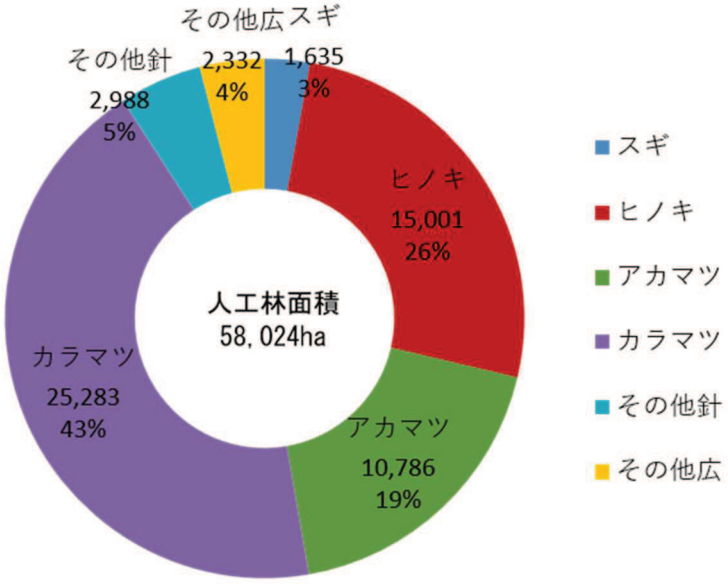


図１－４－４　樹種別構成表　（単位　面積:ha）
※国有林を除く

人工林の齢級別構成では、木材として利用可能となる11齢級以上が面積で73%、蓄積で79%を占めており、齢級構成が偏在している。

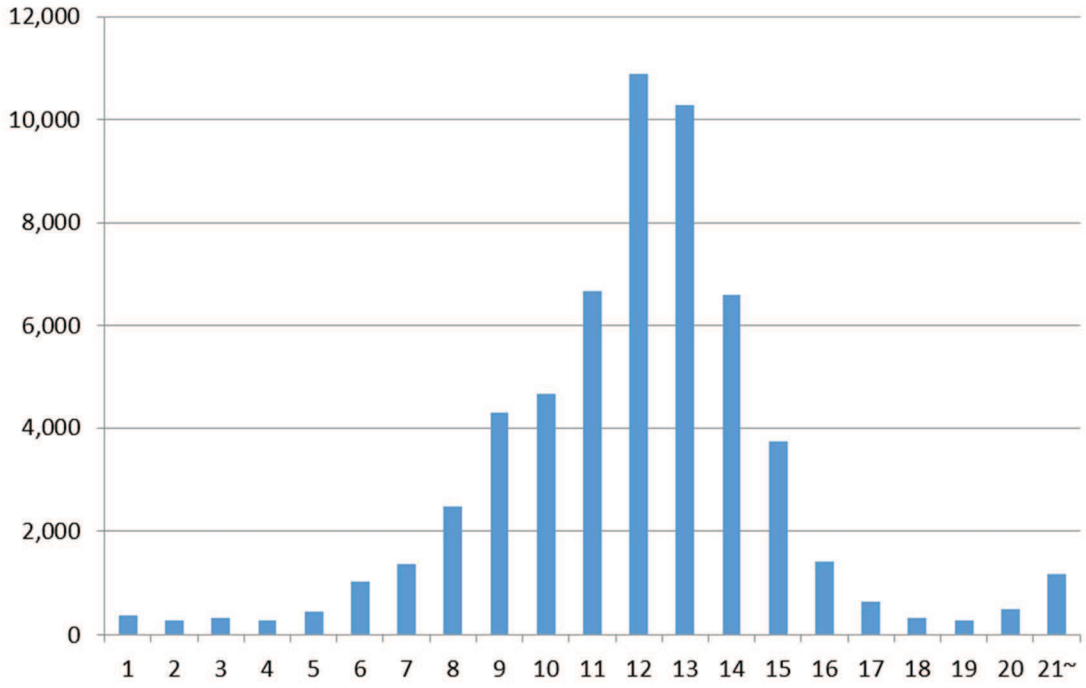


図1－4－5　齢級別人工林面積　（単位　面積:ha）　※国有林を除く

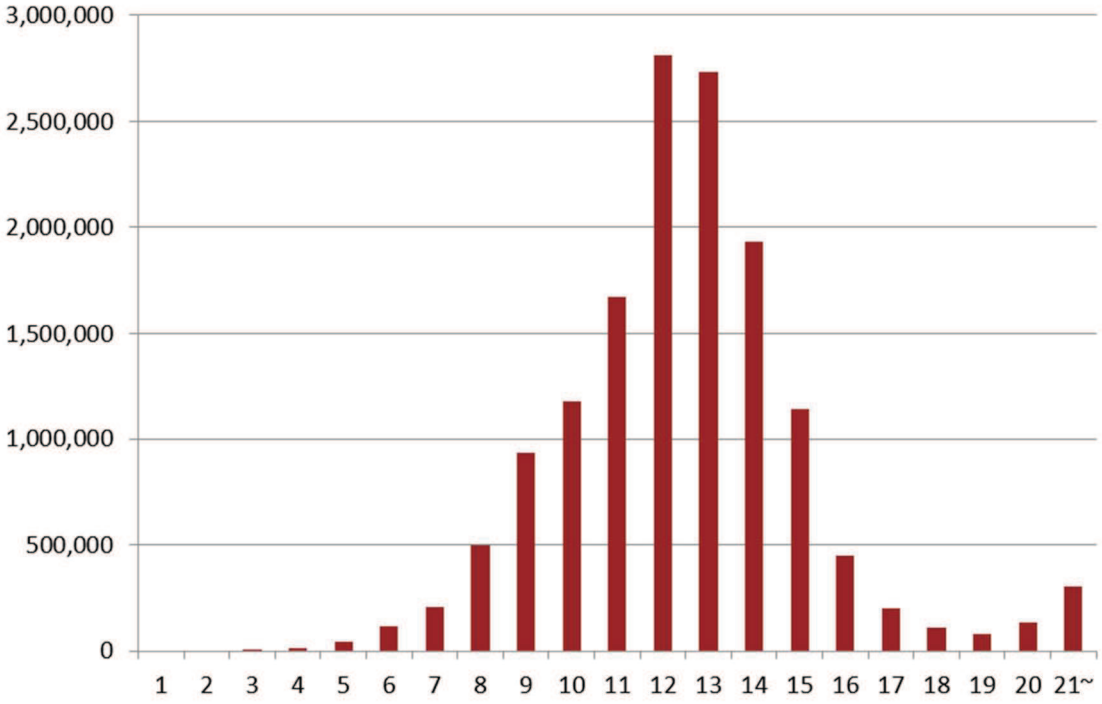


図1－4－6　齢級別人工林蓄積　（単位　蓄積:㎥）　※国有林を除く

（３）保安林等の指定状況

●計画区のうち７２%が保安林、そのうち約８０%が水源かん養保安林

計画区の森林１４７，０６２haのうち、７２%を占める１０６，３５４haが保安林に指定されており、そのうち水源かん養保安林が８５，０５０haとなっている。

表１－４－１　保安林の状況　　単位：ha、%

区分	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	防風	水害防備	干害防備	落石防止	防火	保健	風致	合計
面積	85,050	20,774	4	126	54	0 (30)	2	26	99 (8,087)	219	106,354
割合	80.0	19.5	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	100

注１　四捨五入のため、合計は一致しない場合がある。
　２　括弧内は重複を含んだ面積である。

計画区は、南アルプス国立公園の８５%、秩父多摩甲斐国立公園の７３%、八ヶ岳中信高原国定公園の全域、県立南アルプス巨摩自然公園の７１%をそれぞれ擁しており、全体で６４，１５３haが自然公園に指定されている。

表 1-4-2　県内の自然公園　　単位：ha

名称	県内面積	うち計画区域内面積	割合(%)
富士箱根伊豆国立公園	３６，７９６		
秩父多摩甲斐国立公園	４６，８３４	３３，９５６	７３
南アルプス国立公園	１８，２８５	１５，５５３	８５
八ヶ岳中甲信高原国定公園	４，０８８	４，０８８	１００
県立南アルプス巨摩自然公園	１４，８４１	１０，５５６	７１
県立四尾連湖自然公園	３６２		
計	１２１，２０６	６４，１５３	５３

注）面積には地域森林計画対象森林以外も含む

５　その他（計画区内における近年の動向）

（１）木質バイオマス発電所の稼働

令和５年に甲斐市内で木質バイオマス発電所が稼働したことにより、県内における木質バイオマス燃料の需要が増加している。

このため、未利用間伐材や末木枝条等の木質バイオマスのエネルギー利用が拡大し、森林資源の有効活用や森林整備の促進につながることが期待されている。

（２）県有林における J-クレジットの創出

本県では、県有林の適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を J-クレジットとして創出し、カーボンニュートラルの実現に寄与する取組を進めている。

第２　前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期５箇年分の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりである。

１　伐採立木材積

ア　実行結果の概要

単位　材積:千m^3

区分	総数			主伐			間伐		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	960	575	60%	524	428	82%	436	147	34%

イ　評価

・ 主伐については、計画量に対して　82%の実行量となり、おおむね計画に沿って、利用期を迎えた森林資源の活用が進んでいる。

・ 間伐については、間伐の着実な推進に向けて施業の集約化に取り組んでいるものの、計画量に対して 34%の実行量にとどまった。

２　間伐面積

ア　実行結果の概要

単位　面積:ha

区分	間伐		
	計画	実行	実行歩合
計画区総数	6,500	2,279	35%

イ　評価

・ 間伐面積については、間伐対象齢級の森林面積等を基に計画しており、間伐の着実な推進に向けて施業の集約化に取り組んでいるものの、計画量の 35%の実行量にとどまった。

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

ア　実行結果の概要

単位　面積:ha

区分	総数			人工造林			天然更新		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	3,357	1,106	33%	1,962	626	32%	1,395	480	34%

イ　評価

・人工造林については、獣害防除を含む再造林経費の負担等により、計画量に対して 32%の実行量にとどまった。天然更新については、計画量に対して 34%の実行量にとどまった。

4　林道の開設及び拡張の数量

ア　実行結果の概要

単位　延長：ｋｍ

区分	開設			改築			改良			舗装			備考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
計画数量	36.6	12.0	33%	2.7	0.3	11%	22.9	16.5	72%	5.2	3.8	74%	

イ　評価

・ 人件費及び資材価格のコスト増等により、林道の開設は計画量に対して 33%の実行量となっている。

・なお、簡易な規格による森林作業道の作設も進んでいることから、路網全体の延長は着実に伸びている。

※森林作業道延長　 295km（令和 3 年度末）→ 354km（令和 7 年度末）

5　保安施設の整備

（1） 保安林の指定面積

ア　実行結果の概要

単位　面積:ha

区分	水源の涵養のための保安林			災害の防備のための保安林			保健風致の保存等のための保安林			合計		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
計画区総数	903	79	9%	104	126	121%	(1)	(0)	-	1007	205	20%

注　括弧書きは重複指定による内面積

イ　評価

・ 水源の涵養のための保安林については、同意取得が進まず計画を下回った。災害の防備のための保安林については、台風災害等により緊急的に治山事業を実施する箇所が生じたことに伴い指定が進み計画を上

回った。

（2） 治山事業施行地区数

ア　実行結果の概要

単位　地区数

区分	治山事業施行地区数		
	計画	実行	実行歩合
計画区総数	97	159	164%

イ　評価

・ 台風災害等により緊急的に実施する箇所が生じたため、計画を上回る実行となった。

6　要整備森林の施業の区分別面積

ア　実行結果の概要

該当なし。

第３　計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画は、森林法に基づき、全国の広域流域別に森林の整備及び保全の目標並びにその目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めた全国森林計画に即し、令和２年３月に策定した「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」の実現に向け、森林資源の利活用及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、前計画の実行結果及び評価を踏まえつつ、計画区の現状や地域的な特性を考慮して目標及び計画量を定めたものである。

１　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の多面的機能を維持増進するための整備と保全

●森林の機能を高度かつ多面的に発揮するための多様な森林づくり

森林が持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視されるべき機能として、木材等生産機能のほか、公益的機能を水源涵養機能、山地災害防止／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能に区分し、各機能区分に応じた望ましい森林の姿を示した上で、その実現に向けた多様な森林づくりを推進する。

２　森林の整備に関する事項

（１）人工林資源の循環利用の促進

●資源量の多いアカマツ・カラマツ等の木材利用の促進

アカマツ・カラマツを中心とした本計画区の人工林は、先人らが営々と造成してきた森林が着実に成長し、利用可能な資源が充実している。これらの資源を有効に活用するため、主伐を推進するとともに、長伐期施業に伴う高齢級人工林の利用間伐や、未利用間伐材等の林地残材を木質バイオマスとして活用するなど、カスケード利用を進め、木材利用の促進を図る。

また、伐採跡地の確実な更新を図り、人工林資源を循環利用することにより、持続可能な林業経営に向けた森林資源の適正な管理に努める。

（２）森林施業の合理化

●森林の集積・集約化と効率的な路網整備による森林経営の採算性向上

計画区内の人工林資源の多くは本格的な利用期を迎えており、資源を有効に活用していくことが求められている。この資源の利用を進めていくためには、面的なまとまりを持って効率的に木材を搬出する体制を確立していくことが重要である。

このため、小規模林地を面的にとりまとめる森林の集積・集約化と効率的な路網整備の一層の推進とともに、低コストで木材生産を可能とする作業システムの普及、林業経営体の育成、品質の高い県産材を安定的に供給できる体制の整備、木質バイオマスの利用促進等の取組により、森林経営における採算性の向上を図る。

３　森林の保全に関する事項

保全・保護を要する森林の現状と方針

●自然公園、ユネスコエコパークなど貴重な自然の保全・保護

本計画区は、西部から北部、東部一帯にかけて複数の国立公園や国定公園、県立自然公園に指定されているとともに、平成２６年には南アルプスユネスコエコパークに、令和元年には甲武信ユネスコエコパークに登録されるなど、森林を主体とした豊かな自然を有していることから、生物多様性保全と森林の利活用との調和を図るための適正な森林管理を実施する。

また、日本列島を東西に分割する糸魚川－静岡構造線が通過し、地形が急峻で地質も複雑なため、山腹崩壊や土砂流出、地すべりなどが発生しやすいことから、山地災害を復旧・防止する治山施設の設置を計画的に行う。

本計画区における松くい虫被害は、被害面積、被害材積ともに横ばいであるものの、近年では八ヶ岳山麓をはじめとした冷涼な高標高地においても被害が定着しつつあることを踏まえ、個々の地域の実態に応じた伐倒駆除等の防除や樹種転換を適時適切に行う。

また、ニホンジカによる森林被害は依然として深刻な状況であることから、引き続き、被害のおそれのある森林の区域を明確化し、森林被害防除対策を推進する。

●災害に強い県土づくりのための保安林指定や事業の実施

水源涵養機能や山地災害防止機能といった森林の公益的機能の発揮を通じて、地域住民の生命財産を守る災害に強い県土づくりを進めるため、発揮させるべき機能に応じた保安林の指定と、植栽・本数調整伐等の森林整備事業や渓間工・山腹工等の治山事業の実施により、保安林の保全や荒廃地等の復旧及び災害の未然防止を図る。

Ⅱ 計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

森林法第２条に規定されている森林のうち、自然的、経済的、社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向から見て、森林として利用することが相当と認められ、その有する機能の維持増進を図るため効率的な整備を図るべき民有林を、計画対象として定めた。

１　地域森林計画の対象とする市別の森林面積

単位　面積：ha

区分		面積			備考
		総数	県有林	民有林	
総数		147,062	82,929	64,133	
中北林務環境事務所	甲府市	12,488	4,335	8,153	
	韮崎市	9,268	3,452	5,816	
	南アルプス市	19,333	16,893	2,439	
	北杜市	45,822	30,390	15,432	
	甲斐市	3,183	917	2,266	
	中央市	558	222	336	
	昭和町	0	0	0	
峡東林務環境事務所	山梨市	23,608	12,617	10,991	
	笛吹市	11,697	4,327	7,370	
	甲州市	21,106	9,776	11,330	

※県有林の植樹用貸地は民有林に含む。

注　１　計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の県有林及び民有林とする。

２　森林計画図の縦覧場所は、全部を森林環境部森林整備課、関係部分を中北林務環境事務所、峡東林務環境事務所、計画区の当該市とする。

３　計画の対象とする森林のうち、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く森林については、森林法第１０条の２第１項に基づく開発行為の許可、同法第１０条の８第１項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。

４　計画の対象となる森林は、森林法第１０条の７の２第１項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出の対象となる。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能の機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

機能区分	機能発揮の上から望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

※　これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることから、上記の区分には含めていない。

（２）森林整備・保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するため適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林所有者等から林業経営体が委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会情勢の変化等にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図る。

また、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く、車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、人工林として維持する。一方、林業適地以外にあるものについては、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化や広葉樹林化を進め、天然林への移行を図る。なお、この天然林への移行については、クマ等の野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けた対策として、着実に取組を進める。

現況が天然林のものについては、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備及び利活用を進める。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は、次のとおりとする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定など、その適切な管理を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、林業適地にある人工林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

ア　人工林及び天然林の区分

森林については、更新方法に着目し、人工林及び天然林に区分する。また、天然林のうち、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る森林については、利活用等により機能の維持増進を図る天然林として区分する。

区分			現況	計画期末
面積（ha）	人工林		58,447	57,149
	天然林		88,615	89,913
		利活用等により機能の維持増進を図る天然林	979	2,363
森林蓄積（m3/ha）			201	196

注 1：「人工林」は、主として植栽又は人工下種により成立している森林で伐採跡地を含む。
2：「天然林」は、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林で竹林及び未立木地を含む。
3：「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」は、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林で、現況は、天然林のうち人為により成立しているものを集計している。

イ　森林の区分に応じた整備及び保全の考え方

（ア）人工林

林業適地については、人工林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、適切な間伐とともに、標準的な伐期や長伐期など多様な伐期での主伐と植栽による確実な更新を図る。また、木材等生産機能の発揮と水源涵養機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小や分散、間伐の繰り返しによる伐期の延長、植栽による確実な更新を図る。木材等生産機能の発揮と山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じて、伐期の延長や帯状等の伐採による皆伐の回避を図りつつ、植栽による確実な更新を図る。なお、伐採に当たっては、生物多様性の保全等に配慮しつつ、土砂の流出を招かないよう、搬出方法の選択、保護樹帯の設置等を適切に行う。

また、林業適地以外については、自然条件等に応じて、帯

状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。

さらに、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、上記の考え方によらず、これらの機能の発揮に向けた森林空間の利用と他の公益的機能の発揮との調整を図りつつ、景観の創出等の観点から、間伐の繰り返し等により長期にわたって人工林を維持し、又は自然条件等に応じて侵入広葉樹の活用等により天然林へ移行する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、その機能の発揮に必要な施業等により、人工林を維持し、又は天然林へ移行する。

（イ）天然林

里山林など「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」については、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る。特に快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、これらの機能の発揮に向けた森林空間の利用と他の公益的機能の発揮との調整を図りつつ、不用木の伐採等を行う。

その他の森林は、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元等の保全管理を図る。

２　その他必要な事項

（１）公的関与による森林整備

林業の採算性の悪化等を背景に、森林所有者の自助努力のみでは適切な森林整備が期待できない森林のうち、公益的機能の高度発揮が求められる森林については、県、市町村、森林整備センター等の公的関与による森林整備を推進する必要がある。

このため、間伐又は保育が適切に実施されず荒廃している森林について、森林所有者等と皆伐や転用を一定期間制限する協定を締結した上で、県の森林環境税を用いた森林整備を行い、公益的機能の高い森林へ再生を図る。

また、市町村においては、森林経営管理法に基づき、手入れ不足となっている私有人工林を主な対象として、森林の経営管理（自然的、経済的、社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ）を森林所有者が自ら実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が森林環境譲与税を活用するなどして自ら経営管理を実施する。

（２）県民参加の森林づくり

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、林業関係者のみならず、森林の整備・保全を社会全体で支えるという意識を醸成していくことが重要であり、地域住民、ＮＰＯ法人、企業等のボランティア団体、都市住民等が連携した森林整備や木材利用等の取組を通して「県民や企業等の参加による森づくり」を推進する。特に、近年は企業と森林所有者等が協定を結び、企業の森づくり活動が行われており、このような活動を促進していく。

第３　森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、各地域の気候、地形、土壌等の自然条件、施業制限の有無、木材の需要動向、公益的機能の発揮など森林に対する社会的要請等を勘案することが重要である。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

このため、市町村森林整備計画の策定における指針等として、次のとおり定めた。

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定める。

立木の伐採のうち、更新（伐採跡地が再び立木地となること。）を伴う伐採である主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮し、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を推進するとともに、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等に配慮する。

なお、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、「主伐時における伐採・搬出指針」等に基づく方法による伐採・搬出を確実に実施する。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

さらに、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

ア　皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が過度に連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

イ　択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであるが、その伐採率は３０%以下とし、伐採後の造林が植栽による場合には４０%以下とする。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

ウ　人工林の主伐の時期

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を基準とする。

【基準】

樹　種	生産目標	期待径級 （cm）	主伐の時期 （年）
スギ	普通材	２４	４０
	大径材	３６	８０
ヒノキ	普通材	２２	４５
	大径材	３０	９０
アカマツ	普通材	２４	４０
	大径材	３４	８０
カラマツ	普通材	２２	４０
	大径材	２６	８０

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢とし、下表のとおりその基準を定めた。市町村森林整備計画では、この基準を基本として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して標準伐期齢を定め、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定める。また、特定母樹由来の苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定について検討に努める。

なお、立木の標準伐期齢は、計画区内の標準的な立木の伐採（主伐）の時期として森林施業の指標、制限林における伐採規制等に用いるために設定したものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではない。

【基準】

単位:年

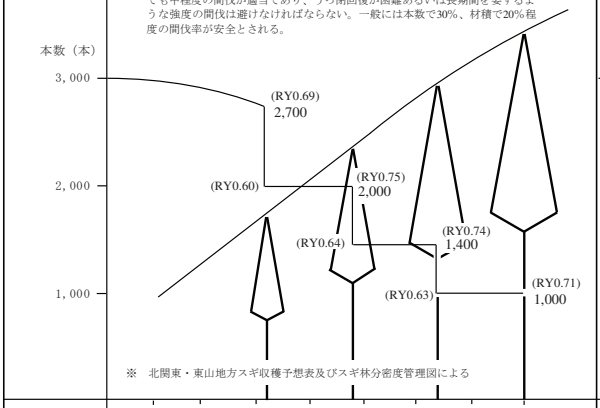
樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
林齢	40	45	40	40	50	70	30	15	50

（３）その他必要な事項

・技術指針　（参考）

一般材生産技術指針　スギ　（地位３〔中〕）　３，０００本植

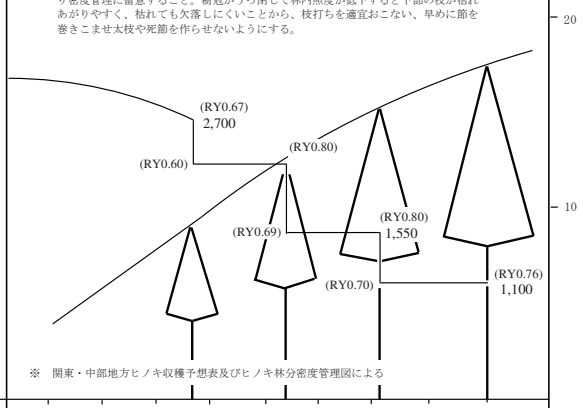
○　強度の間伐をおこなうと枝先の葉が、塊状にあるいは挙状に丸まって、日焼けしたように萎縮して、成長が止まりやすい傾向がある。自然条件が良い場合でも中程度の間伐が適当であり、うっ閉回復が困難あるいは長期間を要するような強度の間伐は避けなければならない。一般には本数で30%、材積で20%程度の間伐率が安全とされる。



林齢（見込）		5	10	16	24	32	40
上層木樹高 m				9.7	13.4	16.6	19.3
胸高直径 cm	※（）は間伐前			(11.7)12.8	(15.5)17.3	(19.5)21.7	23.6
形状比	※（）は間伐前			(83) 76	(87) 77	(85) 74	82
下刈		1～5,6					
つる切		適時					
枝打		地際から	3m	4m	5m	6m	
間伐	間伐前本数	←除伐(1,2回)→		2,700	2,000	1,400	主伐
	間伐本数			700	600	400	
	間伐後本数			2,000	1,400	1,000	
	間伐率			26%	30%	29%	
備考					支柱 杭材	根太 タル木 母屋材	柱材 割物 板材

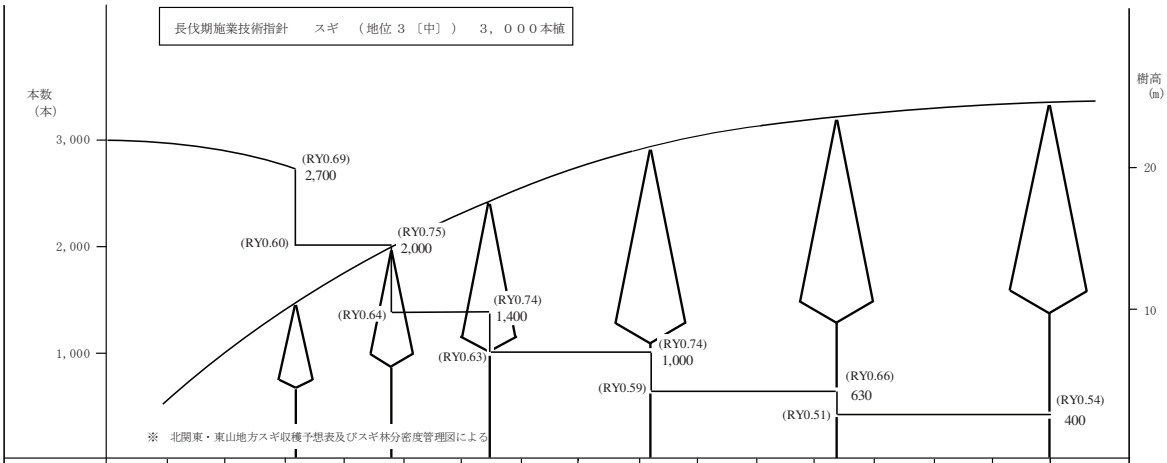
一般材生産技術指針　ヒノキ　（地位３〔中〕）　３，０００本植

○　ヒノキは空間をあけると、スギ林に比較して1/2から1/3程度の年数でうっ閉する。疎開を強くすれば太枝が生じ無節あるいは小節の良材が採材されにくいので、幼時より密度管理に留意すること。樹冠がうっ閉して林内照度が低下すると下部の枝が枯れあがりやすく、枯れても欠落しにくいことから、枝打ちを適宜おこない、早めに節を巻きこませ太枝や死節を作らせないようにする。



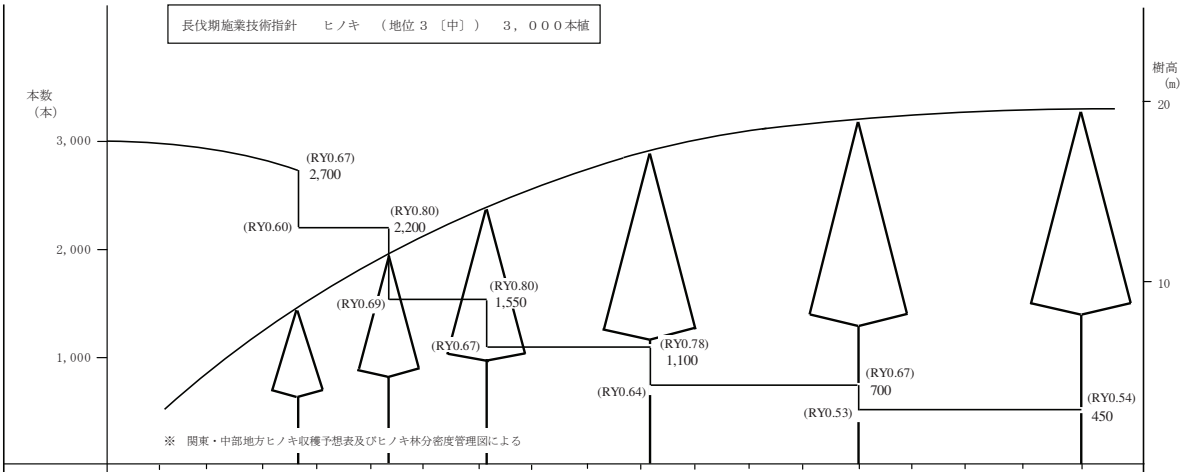
林齢（見込）		5	10	18	27	36	45
上層木樹高 m				9.0	12.7	15.6	17.4
胸高直径 cm	※（）は間伐前			(12.1)12.8	(15.2)17.1	(18.7)21.0	22.1
形状比	※（）は間伐前			(75) 70	(84) 74	(83) 74	79
下刈		1～5,6					
つる切		適時					
枝打		地際から	3m	4m	5m	6m	
間伐	間伐前本数	←除伐(1,2回)→		2,700	2,200	1,550	主伐
	間伐本数			500	650	450	
	間伐後本数			2,200	1,550	1,100	
	間伐率			19%	29%	30%	
備考					支柱 杭材	根太 タル木 母屋材	柱材 タル木 母屋材

長伐期施業技術指針　スギ　（地位３〔中〕）　３，０００本植



林齢（見込）		5	10	16	20	24	25	30	32	35	40	45	50	55	60	62	65	70	75	80
上層木樹高 m				9.7		13.4		16.6				20.9			23.9					25.5
胸高直径 cm	※（）は間伐前			(11.7)12.8		(15.5)17.3		(19.5)21.7				(24.6)28.2			(30.5)34.2					35.7
形状比	※（）は間伐前			(83) 76		(87) 77		(85) 77				(85) 74			(78) 70					71
下刈		5～6回																		
つる切		適時																		
枝打		地際から	3m	4m		5m		6m												
間伐	間伐前本数	←除伐(1,2回)→		2,700		2,000		1,400				1,000			630					主伐
	間伐本数			700		600		400				370			230					
	間伐後本数			2,000		1,400		1,000				630			400					
	間伐率			26%		30%		29%				37%			37%					
備考						支柱 杭材		根太 タル木 母屋材				柱材 割物 板材			柱材 割物 板材					柱材、割物、桁 胴差、造作材

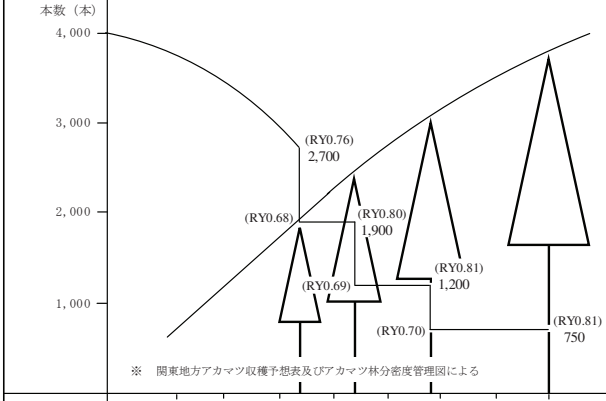
長伐期施業技術指針　ヒノキ　（地位３〔中〕）　３，０００本植



林齢（見込）		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90
					18		27		36		51				70				90
上層木樹高m					9.0		12.7		15.6		18.0				18.8				19.0
胸高直径cm	※（）は間伐前				(12.1)12.8		(15.2)17.1		(18.7)21.0		(22.4)25.7				(26.3)29.5				29.7
形状比	※（）は間伐前				(75) 70		(84) 74		(83) 74		(80) 70				(71) 64				64
下刈		1～5,6																	
つる切		適時																	
枝打		地際から	3m		4m		5m		6m										
間伐	間伐前本数	←除伐(1,2回)→			2,700		2,200		1,550		1,100				700				主伐
	間伐本数				500		650		450		400				250				
	間伐後本数				2,200		1,550		1,100		700				450				
	間伐率				19%		30%		29%		36%				36%				
備考							支柱 杭材		根太 タル木 母屋材		柱材 タル木 母屋材				柱材 割物 板材				柱材 割物 板材

一般材生産技術指針　アカマツ　（地位３〔中〕）　４，０００本植

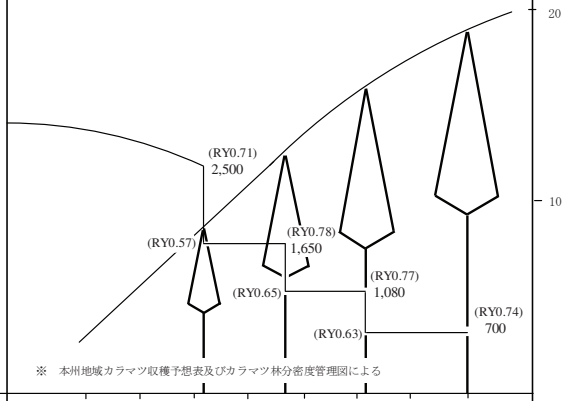
○　幼齢時に疎立させると樹幹がわん曲し、あるいは太枝を生ずるため通直な良材を生産するには、幼齢時は密に仕立てて８m以上に達してから比較的強度の間伐をおこない疎立にし、幹の肥大成長を図るようにする。



林齢（見込）		5 10 15	17	22	29	20 25 30 35 40
上層木樹高m			9.0	11.5	14.5	18.0
胸高直径cm	※（）は間伐前		(10.4)11.9	(13.6)16.2	(18.2)21.8	24.2
形状比	※（）は間伐前		(87) 76	(85) 71	(80) 67	74
下刈		1～5,6				
つる切		適時				
除伐		←除伐(1,2回)→				
間伐	間伐前本数		2,700	1,900	1,200	主伐
	間伐本数		800	700	450	
	間伐後本数		1,900	1,200	750	
	間伐率		30%	37%	38%	
備考				パルプ材	根太 タル木 杭材	梁 割物 板材

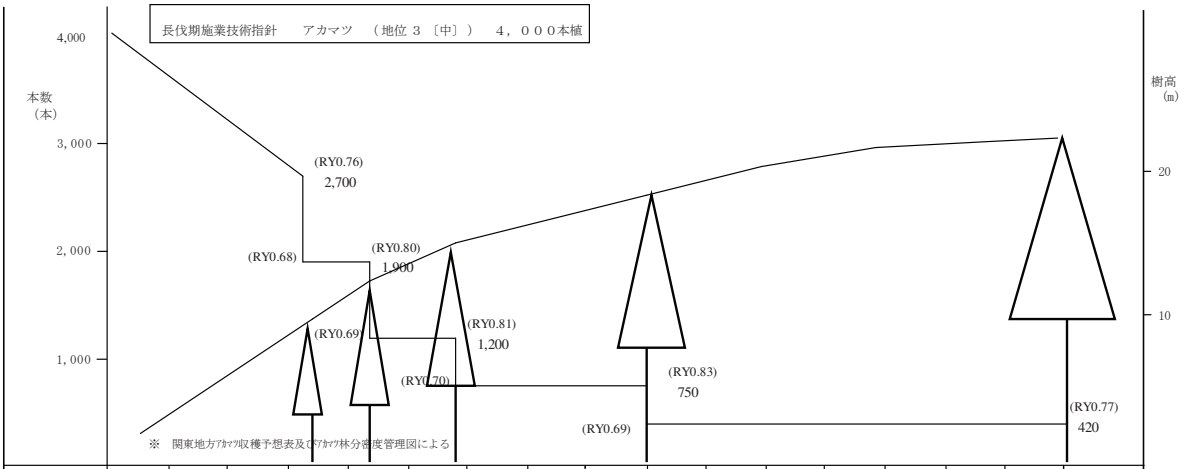
一般材生産技術指針　カラマツ　（地位３〔中〕）　３，０００本植

○　造林樹種中最も陽性の樹木に属するから、幼時より日陰に弱いため植え付け後からよく刈り出しをおこなう必要がある。風に弱く、強風地帯では「先枯病」の被害を受けやすい。間伐は比較的強くおこない、幹の肥大成長を図るようにする。



林齢（見込）		5 10 15	16	23	31	20 25 30 35 40
上層木樹高m			8.6	12.4	15.6	19.0
胸高直径cm	※（）は間伐前		(9.5)10.6	(13.3)15.1	(17.2)19.6	22.0
形状比	※（）は間伐前		(91) 81	(93) 82	(91) 80	86
下刈		1～5,6				
つる切		適時				
除伐		←除伐(1,2回)→				
間伐	間伐前本数		2,500	1,650	1,080	主伐
	間伐本数		850	570	400	
	間伐後本数		1,650	1,080	680	
	間伐率		34%	35%	37%	
備考				支柱		土台、桁、 野地板、桁

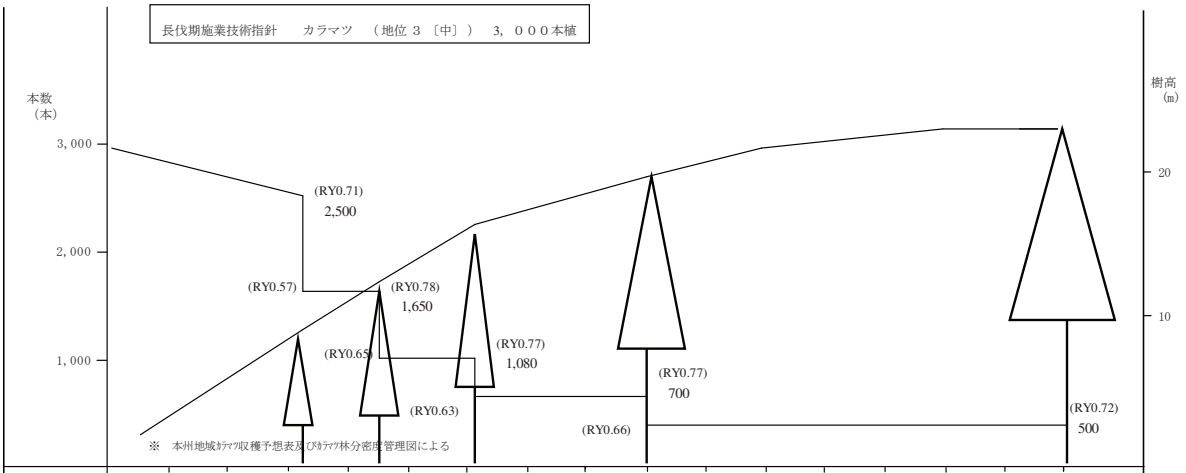
長伐期施業技術指針　アカマツ　（地位３〔中〕）　４，０００本植



林齢（見込）		5 10 15	17	22	29	20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80
上層木樹高m			9.0	11.5	14.5	19.2
胸高直径cm	※（）は間伐前		(10.4)11.9	(13.6)16.2	(18.2)21.8	(24.8)31.0
形状比	※（）は間伐前		(87) 76	(85) 71	(80) 67	(77) 62
下刈		5～6回				
つる切		適時				
間伐	間伐前本数	←除伐(1,2回)→	2,700	1,900	1,400	750
	間伐本数		800	700	450	330
	間伐後本数		1,900	1,200	750	420
	間伐率		30%	37%	38%	44%
備考				パルプ材	根太 タル木	梁 割物 板材

22.0		
33.5		
66		
主伐		
梁 割物 板材		

長伐期施業技術指針　　カラマツ　（地位３〔中〕）　３，０００本植



林齢（見込）		5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80	16	23	31	45	
上層木樹高m			8.6	12.4	15.6	20.2	23.1
胸高直径cm	※（）は間伐前		(9.5)10.6	(13.3)15.1	(17.2)19.6	(22.5)24.7	26.0
形状比	※（）は間伐前		(91) 81	(93) 82	(91) 80	(90) 82	89
下刈		5～6回					
つる切		適時					
間伐	間伐前本数	←除伐(1,2回)→	2,500	1,650	1,080	700	主伐
	間伐本数		850	570	380	200	
	間伐後本数		1,650	1,080	700	500	
	間伐率		34%	35%	37%	29%	
備考				支柱 杭材		土台 桁 野地板	土台 桁 野地板

２　造林に関する事項

（１）人工造林に関する指針

人工造林の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間については、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定める。

人工造林については、将来にわたり人工林として維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定は適地適木を基本として、各地域の自然条件、既存造林地の生育状況及び病虫獣害の有無等を勘案し、成長に優れたものの導入に努め、針葉樹はスギ、ヒノキ、カラマツを主体に選定する。また、広葉樹は郷土樹種をはじめケヤキ、ミズナラ、カエデなどから利用目的を考慮して選定する。

苗木の選定に当たっては、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用に努める。また、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努め、生態系等への影響や遺伝的攪乱の防止に配慮する。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

①　人工林の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表の区分及び本数を標準とし、既往の植栽本数、地域の実情、施業体系及び生産目標を勘案して、適切に設定する。

低密度植栽を行う場合は、樹種の特性、自然条件、生産目標、苗木の成長特性、気象害及び鳥獣害の発生状況等を勘案し、適切な植栽本数及び保育方法を選択する。実施に当たっては、林野庁が定める「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」を参考とする。

【基準】　（単位:本／ha）

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ モミ	広葉樹
疎仕立て	1,500	1,500	－	1,500	－	－
中仕立て	3,000 ～ 4,000	3,000 ～ 4,000	4,000	2,000 ～ 3,000	3,000	3,000 ～ 6,000

※保安林における植栽は、指定施業要件に従って行う。

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋刈り地拵えとするなど適切な方法を選択し実施する。

b 植付方法

気候、自然条件及び既往の植付方法を勘案しつつ、樹種の生理的条件を考慮した植付方法とし、適期に植え付ける。また、周辺の林地の状況から獣害のおそれがある場合は、防護柵、ネット等の被害対策も同時に行う。

なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入及び低密度植栽の実施に努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の裸地化を早期解消するため、皆伐後については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新する。また、択伐後については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間に更新を完了させる。

（２）天然更新に関する指針

天然更新は、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林に限って行う。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の天然更新をすべき時期については、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定める。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は天然力を活用し、地表かき起こし、刈出し、ぼう芽等により確実な更新を図ることができる樹種とし、針葉樹及びクヌギ、コナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズメ、ミズキ、イタヤカエデ、キハダ、ホオノキ、ミズナラ、その他高木性の郷土樹種を定める。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる１～６年目頃に、良好なぼう芽について、１株当たりの仕立て本数２～３本を目安としてぼう芽整理を行う。

天然下種更新については、笹や落葉落枝等の堆積等により更新が阻害されている場合には、末木枝条類の除去やかき起こし、あるいは稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、稚樹の発生が不十分な箇所においては植込みを行う等、天然更新補助作業を実施する。

なお、天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木本数として想定される本数（期待成立本数）は、１０，０００本／ha 程度を標準とする。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を図ることとし、更新完了基準は次のとおりとする。

また、更新が完了していない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実な更新を図る。なお、人工林を針広混交林化又は広葉樹林化により天然林へ移行するための施業に伴う天然更新については、保安林の指定施業要件の基準等によることも可能とする。

更新完了基準

主林木の樹高が50㎝以上で、立木度3以上（幼齢林分についてはイに定める期待成立本数の10分の3以上）をもって更新完了とする。

また、伐採後に更新すべき期間を超える伐採跡地については、早急に更新を図る。

（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において基準を定める。

- 種子を供給する母樹が周囲や林内に十分存在しない森林
- 天然稚樹の生育が期待できない森林
- 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- 主伐後に天然更新を図ったが不成功となった森林及び自然条件等が類似するその近隣の森林

（４）その他必要な事項

該当なし。

3　間伐及び保育に関する事項

（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すため、市町村森林整備計画において定める間伐を行う際の規範として、下表のとおり間伐基準を定める。

間伐基準表

樹種	植栽本数	間伐時期（林齢）				間伐の方法（％、本）		
		初回	2回目	3回目	4回目以降	（間伐率（本数））		
						間伐本数		
						初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て 3,000	14～18	19～26	27～32	長伐期施業	（20～30） 550～750	（25～30） 500～700	（25～30） 300～500
ヒノキ	中仕立て 3,000	16～22	23～29	30～36		（15～25） 400～600	（25～30） 500～700	（25～30） 300～500
アカマツ	中仕立て 4,000	16～20	21～26	27～32		（20～30） 700～900	（30～40） 600～800	（30～40） 300～500
カラマツ	中仕立て 3,000	14～18	19～26	27～32		（25～35） 700～900	（25～35） 500～700	（30～40） 300～500

注１　上表において、材積における間伐率は35%を超えないこととする。

２　低密度植栽を行った林分については、植栽密度及び林木の生育状況を踏まえ、必要に応じて初回の間伐を省略するなど、効率的な施業を行う。

なお、間伐とは、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35％以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

また、間伐本来の目的からすれば、林木の生長に応じて弱度の定性間伐を繰り返し行うことが最良であることを踏まえ、実行に当たっては自然条件、造林木の生育状況及び生産目標等を勘案し、時期、回数、作業方法等を決定する。

（参考）スギ、ヒノキ林において最低限実施すべき間伐の時期及び回数

間伐基準表

樹種	植栽本数	間伐時期（林齢）			間伐の方法（間伐率（本数））	
		初回	2回目	3回目以降	間伐本数 初回	間伐本数 2回目
スギ	中仕立て 3,000	18 ～ 22	28 ～ 32	長伐期施業	（30 ～ 40） 800 ～ 1000	（35 ～ 45） 600 ～ 800
ヒノキ	中仕立て 3,000	18 ～ 24	30 ～ 36		（20 ～ 35） 600 ～ 800	（30 ～ 40） 500 ～ 700

（２）保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法等を勘案し、市町村森林整備計画において定める森林の保育を行う際の規範として、下表に示す保育基準を定める。

保育の基準表

保育の種類	樹種	実施林齢・回数	備考
下刈	スギ ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回以上行うこと。	造林木の高さが雑草類の草丈の約1.5倍になるまで行うこと。実施時期は6月上旬～8月上旬を目安とする。
	アカマツ カラマツ	植栽の年から5年間、年1回以上行うこと。	
つる切	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後除伐までの期間に繁茂する状況に応じて適時適切に行うこと。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理すること。実施時期は6月～7月を目安とする。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1回～2回行うこと。	目的樹種以外であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ること。
枝打ち	スギ ヒノキ	生産目標を考慮し,根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は枝下径が6cm程度に生長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回前後行うことを標準とし、1回当たりの枝打ち高さ1.5mを目安とすること。	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。

なお、本基準表は一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、自然条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な時期、回数、作業方法等を十分検討の上、適切に実行する。

特に、低密度植栽を行った林分については、林冠の閉鎖に時間を要し、下刈やつる切等の保育作業が長期化する場合があることから、植栽木と雑草木との競合状態及びつる類の繁茂状況を確認し、必要な保育作業を適切に実施する。また、植栽木の枯損が林分に与える影響が大きいことから、枯損状況を確認し、必要に応じて補植を行う。

（３）その他必要な事項

間伐対象林分の高齢級化が進む中で、原木の安定供給を一層促進するとともに、森林所有者の負担軽減を図るためには、利用間伐の推進が不可欠であることから、森林の集積・集約化や合理的な路網整備、高性能林業機械の導入、列状間伐の実施など、効率的な森林整備を推進し、間伐材の利用拡大に積極的に取り組む。

4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林とは、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進する森林であり、その森林の区域を、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能/土壌保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）に区分して定める。

具体的な森林の区域及び施業の方法は、市町村森林整備計画において定めるものであるが、その設定にあたっては、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定める。

なお、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能発揮に支障がないよう留意する必要がある。

ア　区域の設定の基準

（ア）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、地域の重要な用水源の周辺に存する森林であって、水源涵養機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

ａ　地形

（ａ）　標高の高い地域

（ｂ）　傾斜が急峻な地域

（ｃ）　谷密度の大きい地域

（ｄ）　起伏量の大きい地域

（ｅ）　渓床又は河床勾配の急な地域

（ｆ）　掌状型集水区域

ｂ　気象

（ａ）　年平均又は季節的降水量の多い地域
（ｂ）　短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
ｃ　その他
　　大面積の伐採が行われがちな地域

（イ）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能）

山腹崩壊等により、人命・人家等施設への被害を及ぼすおそれがある森林であって、土砂の流出・崩壊の防備など、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

ａ　地形
（ａ）　傾斜が急な箇所であること。
（ｂ）　傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。
（ｃ）　山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。
ｂ　地質
（ａ）　基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
（ｂ）　基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
（ｃ）　破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
（ｄ）　流れ盤となっている箇所であること。
ｃ　土壌等
（ａ）　火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
（ｂ）　土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
（ｃ）　石礫地から成っている箇所であること。
（ｄ）　表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

（ウ）快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）

日常生活に密接な関わりを持つ里山林等において、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林であって、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として、次のいずれかに該当する森林

a　都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
b　市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
c　気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

（エ）保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
（保健･レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）

保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、希少な生物が生育・生息している森林であって、保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として、次のいずれかに該当する森林

a　湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
b　紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
c　ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
d　希少な生物の保護のため必要な森林

イ　施業の方法に関する指針

（ア）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）については、伐期の延長とともに伐採面積の規模を縮小した皆伐を行い、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行う。

（イ）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）のうち、その機能の高度発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を行い、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても機能の確保ができる

場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、長伐期施業における皆伐については、伐採面積の縮小及び分散を図る。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、希少な生物の保護のために必要な森林については、原則として択伐による複層林施業を選択する。また、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うべき森林については、その旨を定めるものとする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の設定基準及び森林施業の方法については、次のとおりとする。

ア　区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育に適し、地形等から効率的な森林施業が可能な森林について設定する。

また、この区域のうち、自然的・社会的条件が良い林業適地にある森林は、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定する。

なお、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、公益的機能別施業森林との重複を認めるものとし、この場合、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

イ　施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐その他伐採の方法等を定めるとともに、林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行う。また、森林の集積・集約化や施業の機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な森林施業が可能な森林においては、人工林の伐採後は、原則として植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応

じた持続的かつ安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努める。

（３）その他必要な事項

該当なし。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、森林施業や木材輸送の効率化を担う幹線であり、森林施業用の車両に加え一般車両の走行も想定する「林道」、支線として林道の機能を補完し主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、林道及び林業専用道と施業地を直結し集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道の整備については、自然的・社会的条件が良い林業適地において、森林の集積・集約化を進めている地域等を主体とし、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応を踏まえて推進する。

特に、林道の開設に当たっては、気候変動に伴う災害の激甚化や走行車両の大型化に対応した線形選択、排水施設や土場等の適切な設置を進めるとともに、災害時に代替路となる林道や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進する。

また、林道の改築・改良に当たっては、既設路線における通行車両の安全確保、維持管理経費の節減、走行車両の大型化への対応等の効果を分析し、費用対効果を踏まえた上で、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るとともに計画的かつ効率的に整備を行う。

○ 基幹路網の現状

（路線、km）

区分		路線数	延長
基幹路網		３１５	１，０９７
	うち林業専用道	２１	３５

注）令和８年度開設見込み量を含む

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次のとおり設定する。

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 （0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上	40m/ha以上
中傾斜地 （15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上	35m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地 （30°～35°）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上	25<15>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上	20<15>m/ha以上
急峻地 （35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

注）＜ ＞書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網密度の水準と作業システムの考え方を踏まえ、基幹路網の整備と併せて森林の集積・集約化による効率的な森林施業を実施するための路網整備に重点的に取り組む。

（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網整備を図る観点から、「林道規程」、「山梨県林業専用道作設指針」、「山梨県森林作業道作設指針」に則り開設する。

（５）林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて行う。

特に、林産物の搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すと認められる森林においては、地表を極力損傷しないよう、架線集材等による適切な搬出を行う。

イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

（６）その他必要な事項

該当なし。

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化を図るため、県、市町村、森林組合等が中心となって、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と県有林、国有林との緊密な連携体制の構築に取り組み、次によりその推進を図る。

また、林業適地の人工林において、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進するとともに、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化等を推進する。

（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけや、長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動を行うほか、森林経営管理制度や森林経営計画制度等の活用に必要な森林関連情報の提供、助言・あっせん等を推進する。これらの取組により、長期にわたり持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化及び森林経営の委託等を促進し、経営規模の拡大を図る。

その際、長期の施業の受委託等が円滑に進むよう、市町村による森林所有者等に関する情報の整備・提供や、林業経営体による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業を促進するとともに、経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、林業経営体による森林経営の受託等の円滑化を図る。

また、施業実施協定・施業施設協定の締結等により、森林所有者等の共同による森林施業を促進する。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林ＧＩＳ等による森林情報の高度化を進めるとともに、関係者による情報の共有に努める。

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的、経済的、社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森

林については、林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林や再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、森林の集積・集約化に向けた取組を促進する。また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組を促進する。

（３）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、災害発生のおそれが少なく、林道等からの距離が近いなど、自然的・社会的条件が良い林業適地の人工林を中心に、森林の一体性を踏まえつつ設定する。

イ　施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種及び径級の林木を生育させるため、適切な造林、保育、間伐及び伐採を計画的に実施する。また、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

（４）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア　林業経営体の体質強化

本計画区内においては、３つの森林組合を含む林業経営体の組織・経営基盤の強化が必要である。このため、林業経営体における業務執行体制の充実等による体質強化を図るとともに、森林所有者の意向を踏まえた施業提案に基づき、所有者との森林経営委託契約を結ぶ提案型集約化施業の取組を更に進め、間伐や主伐をはじめとする森林整備の適確な実施に努める。

また、地域内の林業経営体が連携して事業量の安定的な確保に努めるとともに、協業化による組織・経営基盤の強化、路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト施業への取組・定着を図る。さらに、スマート

林業技術の導入や市町村、林業経営体での森林ＧＩＳ活用、関係者間での情報共有を推進し、事業の合理化を図る。

一方、素材生産を行っている林業経営体においては、高性能林業機械のさらなる活用やスマート林業技術の導入を進め、労働生産性の向上並びに経営基盤及び経営力の強化を図る。

イ　林業従事者の確保・育成

確保に向けては、山梨県林業労働センターによる新規就労者の募集のほか、移住者等の多様な人材の確保に向け、林業への新規参入・起業の促進、建設業等異業種との連携、女性等の活躍・定着及び外国人材の適切な受入れ等を図る。

併せて、通年雇用化や社会保険への加入促進による雇用の安定化、技能検定制度等の活用及び労働安全対策の強化による労働環境の改善を促進し、林業従事者の確保及び定着を図る。

育成については、森林施業の効率化に向けて、提案型集約化施業を実践できる技術の習得や能力の向上のための研修等により、林業就業者のキャリア形成を支援するなど、段階的かつ体系的な人材育成及びフォローアップ体制の強化を図る。

また、専門学校山梨県立農林大学校森林学科において、林業の現場で即戦力となる高度な知識と技術を備え、将来、林業経営体の中核を担う人材を育成する。

さらに、スマート林業技術及び先進的な林業経営に関する多様な技術研修等を活用し、造林から伐採まで幅広い技術・知識を有する人材の育成に努める。

（５）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア　林業機械の導入の促進

本計画区の林業経営体による高性能林業機械の保有状況は、令和６年度末現在でリースによるものも含め、フェラーバンチャ１台、プロセッサ２台、ハーベスタ１５台、フォワーダ１８台、スイングヤーダ６台、その他高性能林業機械１５台となっている。今後の主伐や利用間伐の推進に向け、こうした高性能林業機械の活用による稼働率の向上に努めるとともに、遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された林業機械について、地域の地形、気候等の自然的条件や作業条件に応じた導入を促進し、作業システムの高度化及び施業の低コスト化を推進する。

併せて、県等による講習会の開催等を通じて、林業機械の安全かつ効率的な操作に必要な知識と技術を有するオペレーターの養成を図る。

イ　低コスト作業システムの推進

低コスト作業システムの推進を図るため、作業条件に応じた複数の機械の組み合わせや作業方法を適切に選択する必要があることから、地形や路網密度に応じた低コスト作業システムの基準を表４－６－１、４－６－2により設定した。なお、これらを実際の作業現場に適用する場合は、経営形態や地域の特性なども考慮して選択する必要がある。

表４－６－１　低コスト作業システムの分類例（山梨県森林総合研究所作成）

①	ハーベスタ＋(グラップル)＋フォワーダ	車両系
②	チェーンソー＋グラップル木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
③	チェーンソー＋グラップル(ウィンチ)木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
④	チェーンソー＋(グラップル)＋スキッダ＋プロセッサ	
⑤	チェーンソー＋プロセッサ＋フォワーダ	
⑥	チェーンソー＋スイングヤーダ＋プロセッサ＋(フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー＋タワーヤーダ＋プロセッサ＋(フォワーダ)	

表－４－６－２　低コスト作業システム選択表(山梨県森林総合研究所作成)

傾斜	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	
		⑥	架線系
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

〈傾斜〉　緩:20°未満　中:20°以上～30°未満　急:30°以上

〈路網密度〉　密:100m/ha以上　中:50m/ha以上～100m/ha未満　疎:50m/ha未満

低コスト作業システムの例

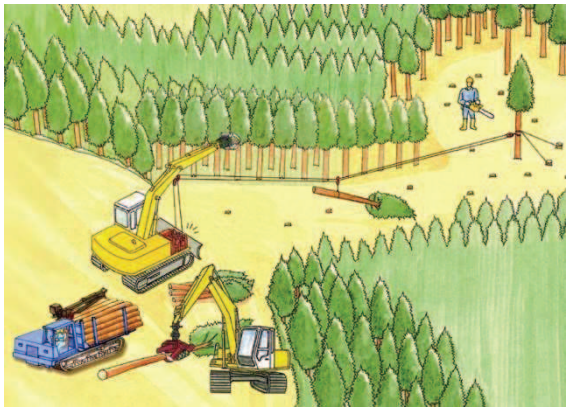
1．チェーンソー＋グラップル木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ…②

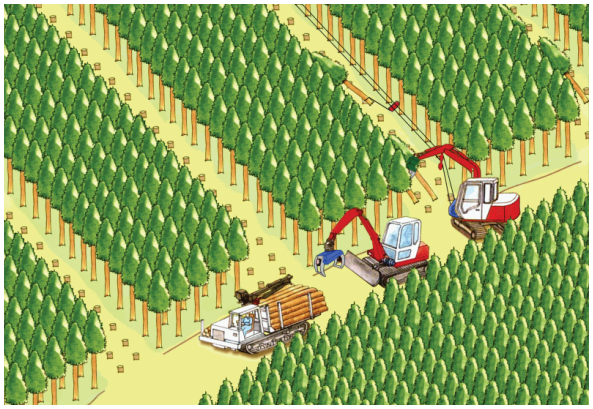
・伐倒　チェーンソー
・集材　グラップル
・造材　プロセッサ
・運材　フォワーダ



2．チェーンソー＋スイングヤーダ＋プロセッサ＋（フォワーダ）…⑥

・伐倒　チェーンソー
・集材　スイングヤーダ
・造材　プロセッサ
・運材　（フォワーダ）・・・・林道敷を土場敷とし、造材後はトラック輸送を目指す





（６）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア　林業・木材産業関連事業者によるサプライチェーンの構築

県産木材の需要拡大に大きく貢献する住宅等の建築用材の利用促進に向け、持続可能な森林資源の利用に配慮しつつ、供給力や生産性の向上並びに流通コストの削減を図るため、木材を供給する川上側の林業と、川中・川下側の木材関連産業が連携したサプライチェーンを構築し、流通過程の合理化を進める。

イ　県産材の利用拡大

「県産木材の利用の促進に関する基本方針」に基づき、市町村と連携を図りながら、流域のシンボルとなる公共建築物の原則木造・木質化と併せて、公共土木工事における県産材利用を推進する。また、民間建築物の非住宅分野についても需要者サイドの意識改革を図るウッドチェンジを進め、木材利用の裾野を広げ、県産材の利用拡大につなげる。

ウ　県産材製品の安定供給

令和７年の建築基準法改正を踏まえ、建築士や工務店が安心して利用できる品質・性能が明確な JAS 製材品等の県産材製品を安定的かつ低コストで供給するため、木材加工流通施設において、大径材加工など森林資源の状況や需要動向に対応した高性能製材機械の導入を促進し、生産性及び供給力の向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した付加価値の高い県産材製品の生産・供給を推進する。

また、中小製材事業者の連携や協業化を促進し、木材加工・流通体制の効率化及び事業基盤の強化を図ることで、県産材製品の安定供給体制の確立を目指す。

エ　持続可能な木材取引に向けた条件整備

木材に係るコスト構造や立木価格等に関する情報の整理及び共有を進め、円滑な価格交渉に向けた環境整備を図るとともに、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」に基づく商慣習の見直しを促進する。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく情報伝達等により、木材の合法性に加え、森林経営計画等に基づく持続的な森林経営の取組状況の共有を促進し、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。

オ　木質バイオマスの利用促進

森林施業や伐採時に発生する端材、末木枝条、未利用間伐材等の木質資源について、効率的な搬出・運搬を推進し、木質バイオマスエネルギーとしての有効活用を図る。

このため、木材チップ・木質ペレット等の供給施設及びボイラー等の利用施設の整備を推進するとともに、地域の関係者による協議・連携体制の構築を進め、木質バイオマスの安定供給及び利用拡大を促進する。

（７）その他必要な事項

山村地域の活性化に向け、林業・木材産業の振興及び森林空間を活用した「森業」等を推進し、就業機会の創出や所得の向上を通じて、山村地域の収益力強化を図る。

また、集落周辺の里山林等について、地域住民、民間事業者、NPO 等の多様な主体による継続的な保全管理及び利用を促進する。

第４　森林の保全に関する事項

森林の土地の保全については、本計画書のⅡ－第２に定める「森林の整備及び保全の目標、基本方針等に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の適正な運用に努める。

１　森林の土地の保全に関する事項

（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更により発生する種々の災害を未然に防止するため、山地災害防止機能／土壌保全機能を高度に発揮させる必要のある森林、保安林、保安施設地区の森林を林地の保全に特に留意すべき森林として別表のとおり定める。

（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石または樹根の採掘、開墾その他土石の切取り、盛土等の土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意する。

また、土地の形質の変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容を勘案して、その実施地区を適切に選定する。

土石の切取り、盛土等を行う場合は、適切な勾配を確保し、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設及び地表流下水または地中水を適切に処理するための排水施設を設ける。

その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずる。

なお、林地に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和に十分配慮する。

特に、太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、林地開発許可制度を厳正に運用する。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制

法に基づく規制区域内の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等を極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するなど、制度を厳正に運用する。

（４）その他必要な事項

土地の形質の変更に当たっては、当該森林の植生、地形、地質、気象等の自然環境、過去に発生した災害及び周辺における土地利用、水利用、景観等を総合的に勘案し、森林の有する土砂の流出・崩壊の防止、水源涵養等の機能の維持が図られるよう十分留意した上で森林を適切に利用する。

（別表）

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

区分		所在地区（林班）	
		全指定	一部指定
中北林務環境事務所	県有林	3,7,9～13,15～19,26～27,29,32～33,35～38,43,45,48,51～63,65～66,80,91～94,97～98,104～105,108,401～410,412～417,419～420,422～423,425,427～455,457～470,473,476～477,481～483,485～487,491～494,498～500,503～504,516,531～532,534～537,541,544～545,547,550,555,558,562～564,638～640	1～2,4～6,8,14,20～25,28,30～31,34,39～42,44,46～47,49～50,64,67～79,81～90,95～96,99～100,133～137,411,418,421,426,471,474～475,478～480,484,490,495～497,501～502,508,510,513～514,517～519,522～526,528,533,538～540,542～543,546,548～549,551,553～554,556～557,559～561,565～578,580～583,636
	甲府市	40,101～122,201～202,204,206～215,401,407～410	1～7,9～11,13～26,34～36,38～39,41,203,205,302～306,402～403,405～406,411～415
	韮崎市	2,7～16,19～20,26,28,30～36,45～46,49	3～6,17～18,21～25,27,29,37～41,43～44,48,50～51,55,58～59,61～68,72,74～75,77～80,82～83,86～87,90
	南アルプス市	1～2,104～105,302～303,305,307,313～314,317～318	3～5,101～103,106,201～203,301,304,306,308～309,311～312,315～316,319,321
	北杜市	510～511,515～517,519,523～524	1,3,5～7,10～11,101～102,104～105,110,113,115～119,202～204,207,212～213,216～217,219～220,227～230,232～237,240～244,248,250～251,253～266,268,270～271,273～274,301～302,304～308,313～322,402,405～408,410,501～504,506～509,512～514,518,520～522,527,530,601～606,608,701～705
	甲斐市	無し	3～20,22～25,109
	中央市	1,3,6	4～5,7
峡東林務環境事務所	県有林	17～19,32,35～41,43～46,48～49,51～63,65～67,74～81,93～96,98～106,109～124,126,129,131,138,140	1～4,8～16,20～31,33～34,42,47,50,64,68～71,73,82～92,97,125,127～128,130,132,139
	山梨市	9,111～113,116～117,123～129,134,201～246,250,255～266,270～277,284～288	2～3,7～8,10,13,105,108～110,114～115,118～122,130～133,247～249,251～254,267～269,278～283
	笛吹市	201～209,303～305,307,310～317,319～320,323,325,328～330,601,605～611,613,616～620	1,3,101,301～302,306,308～309,318,321～322,324,326～327,401,403,406～407,502～503,505～508,602～604,612,614
	甲州市	1,15～16,105～106,108,113～129,132～136,141～159,161～163,207,301～314,316,901	2～4,6～7,9～13,17～19,21～26,101～104,107,109～112,130～131,137～140,160,201～206,208,315,317

区分			面積(ha)		
			全指定	一部指定	計
計画区総数			72,411	36,068	108,479
県有林総数			47,623	27,342	74,965
民有林総数			24,789	8,725	33,514
中北林務	県有林		32,279	18,218	50,498
	民有林	小計	8,854	4,246	13,100
		甲府市	4,242	672	4,915
		韮崎市	2,743	738	3,481
		南アルプス市	902	435	1,337
		北杜市	802	2,138	2,940
		甲斐市	0	172	172
		中央市	164	91	255
峡東林務	県有林		15,343	9,124	24,467
	民有林	小計	15,934	4,480	20,414
		山梨市	5,684	1,300	6,985
		笛吹市	3,917	1,120	5,037
		甲州市	6,333	2,060	8,393

2　保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

保安林については、本計画書のⅡ計画事項の第２に定める「森林の整備及び保全の目標に関する基本的な事項」及び第３に定める「森林の整備に関する事項」に即し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配置状況等を踏まえ、水源の涵養（かん）、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に重点を置いて計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

また、山地災害の未然防止を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽や本数調整伐等の保安林の整備を行う。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、保安林の指定により対応することとし、新たな保安施設地区の指定は行わない。

（３）治山事業の実施に関する方針

大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加、地震等により、山地災害等が全国的に発生している。その特徴として、近年、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大や流木災害の激甚化がみられる。また、地域によっては、山腹崩壊の発生及びその後の豪雨による土砂や流木の流出が発生したほか、シカ等野生鳥獣の食害等による裸地化の進行、大規模な林野火災による山地災害防止機能の低下が懸念される。このため、山地災害危険地区の再点検の結果や社会情勢の変化を踏まえ、事前防災・減災の考え方に立って次の取り組みを行う。

ア　山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等や、短期間でより多くの箇所の安全性を確保するため、大型コンクリートブロック等の施工性の高い二次製品も活用した治山ダムの設置等の対策の実施

イ　被災地域等における流木や土砂の流出等の山地災害のおそれを把握するための山腹や渓流等の調査の実施及び市町村等への速やかな情報提供

ウ　砂防事業と連携した流域流木対策等、関係者と連携した流木対策の推

進（流木捕捉式治山ダムの設置や危険木の伐採、流木の発生を未然に防止するための山腹崩壊対策の実施）

エ　流域治水の取組と連携し、森林土壌の浸透能及び保水力を向上させる筋工等の設置を含めた保安林整備、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策の実施

これらハード対策と併せて、山地災害危険地区における定期点検や、地域関係者と連携した山地防災活動の実施等のソフト対策を一体的に実施することにより、減災効果の向上を図る。

あわせて、既存の治山ダムや地すべり防止施設の機能強化・長寿命化を図るほか、レーザ計測の活用、ＩＣＴや施工性の高い工種・工法等の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽や緑化、治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

（４）特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件を全て満たす森林については、当該保安林を特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して当該目的に即した機能の確保を図る。

また、特定保安林の区域内で、特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図る。要整備森林の対象とする森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容等から森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林とする。なお、治山事業の対象地等の、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適当な森林については、要整備森林の対象としない。

ア　下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期間を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能が確保されるよう早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ　気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められること。

ウ　法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

（５）その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の整備や標識の設置等を適正に行う。

3　鳥獣害の防止に関する事項

（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の設定及び鳥獣害の防止の方法については、市町村森林整備計画において定めるが、その指針として次により区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する方針等を定めた。

ア　区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域」の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとするが、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣を対象とすることができる。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」（平成２８年１０月２０日付け２８林整研第１８０号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林等であって、人工林を基本として設定するが、地域における森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。

また、鳥獣害防止森林区域は林班単位に対象鳥獣別に設定するが、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できる。

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携して対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

（２）その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報収集等により行う。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫による被害対策としては、未然防止及び早期発見、早期駆除に努める。

令和元年度に初めて県内で被害が確認されたナラ枯れ被害は、その後、本計画区においても被害が拡大した。このため、国・県・市町村・関係団体等が連携・協力し、被害状況の把握に努めるとともに、被害段階に応じた防除対策や森林の更新等を推進することにより、森林の有する公益的機能及び自然的・文化的価値の保全を図る。

また、本計画区内の松くい虫による被害については、横ばいであるが、被害が高標高地に移行する傾向にあり、引き続き適切な防除を図るため、被害木の伐倒駆除及び樹幹注入等の予防措置の一層の推進を図る。

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害や対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを実施し、その結果を踏まえて、捕獲や市町村、森林組合、森林所有者等が協力して実施する計画的な防護柵等の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無にかかわらず、地域におけるクマの出没・被害の実情等に応じ、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向け、林業適地以外の人工林について、針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行を図る。併せて、林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等により、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策を推進する。

（３）林野火災の予防の方針

林野火災による森林被害を未然に防止するため、林野火災に係る広報・啓発を強化するとともに、消火活動にも資する林道等の整備並びに森林情報の整備及び共有を進め、林野火災に強い地域づくりを推進する。

特に、林野火災の防止については、１２月～５月の林野火災が発生しやすい時期を中心に「山火事防止パトロール」を実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行う。

造林のための地拵えや害虫駆除のために火入れを行う場合は、火入れに関する条例や市町村森林整備計画に定める留意事項に従い、所在市町村長の許可を得るとともに、関係法令等に基づく火の使用制限を遵守するものとする。

（４）その他必要な事項

該当なし。

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の規定に基づき、次の事項を指針として、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることができる。

１　保健機能森林の区域の基準

次の①～⑤の全ての要件を満たしている森林について保健機能森林の区域を設定することができる。

① 湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。

② 地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設を一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適当であること。

③ 施業の担い手となる林業経営体が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能であること。

④ その森林の区域内における施設の整備の状況及び見込み等からみて森林所有者による施設の整備が行われる見込みがあること。

⑤ 施設の設置により、その森林の現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

２　その他保健機能森林の整備に関する事項

（１）保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する公益的機能の低下を補完する役割を有していることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業などにより優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行う。

また、森林所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行う。

（２）保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備にあたっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて各種施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるように努める。

整備する施設の具体的内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設とする。

①休養施設、②教養文化施設、③スポーツ又はレクリエーション施設、④宿泊施設、⑤①～④までに掲げる施設の利用上必要な施設

また、市町村森林整備計画においては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定める。

（３）その他必要な事項

ア　保健機能森林の管理・運営の方針

（ア）保健機能森林の管理・運営にあたっては、森林の保全及び施設の維持・管理並びにこれらの実施体制の確立に努めること。

（イ）利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。

（ウ）安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に努めること。

イ　自然環境の保全及び国土の保全

保健機能森林の設定、整備にあたっては、森林の現況、周辺における土地利用の状況等から、当該森林の自然環境保全及び県土保全の機能の把握に努め、自然環境の保全及び土砂流出・洪水発生の防止等県土の保全に配慮すること。

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

単位　材積：千m^3

区分		総数	主伐	間伐
総数		1,990	1,390	600
	前半５カ年の計画量	995	695	300

２　森林施業面積

単位　面積：ha

区分		森林施業面積
総数		29,100
	前半５カ年の計画量	14,550

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区分		人工造林	天然更新
総数		4,000	3,400
	前半５カ年の計画量	2,000	1,700

４　林道の開設及び拡張に関する計画

単位　延長:km

区分		開設		改築		改良		舗装	
		路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数		54	32.1	27	8.3	230	68.5	114	29.0
	前半5ヵ年の計画量	13	12.3	4	0.8	26	13.0	3	2.1

詳細については、別紙一覧表のとおり。

別紙一覧表

① 開設

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	甲府市	奥仙丈支線	0.4	110		1	
〃	〃	〃	〃	見越沢	0.4	95		2	
〃	〃	〃	〃	奥御岳支線	0.4	105		3	
〃	〃	林業専用道	〃	荒川1号支線	1.0	126	○	4	
〃	〃	〃	〃	滝戸山1号支線	0.4	50		5	
〃	〃	〃	〃	竹日向1号支線	0.4	232		6	
〃	〃	〃	〃	王岳1号線支線	0.4	115		7	
〃	〃	〃	〃	草鹿沢1号支線	0.4	110		8	
開設(改築)	〃	林道	〃	奥仙丈	(0.1)	597	○		
小計				(1) 8	(0.1) 3.8				
開設	自動車道	林業専用道	韮崎市	小字沢2号支線	0.2	81	○	9	
〃	〃	〃	〃	御庵沢小武川1号支線	1.6	45	○	10	
〃	〃	〃	〃	小武川1号支線	0.4	24		11	
開設(改築)	〃	林道	〃	御庵沢小武川	(0.2)	1,722			
〃	〃	〃	〃	小字沢	(0.4)	3,137			
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	(0.2)	329			
小計				(3) 3	(0.8) 2.2				
開設	自動車道	林道	南アルプス市	高尾山支線	0.9	75		12	
〃	〃	〃	〃	秋山	0.4	56		13	
〃	〃	〃	〃	築山	0.4	60		14	
〃	〃	林業専用道	〃	櫛形山支線1号支線	0.2	37	○	15	
〃	〃	〃	〃	鳩打1号支線	0.4	81		16	
開設(改築)	〃	林道	〃	御庵沢小武川	(0.2)	1,451			
〃	〃	〃	〃	櫛形山	(0.2)	2,378			
〃	〃	〃	〃	南アルプス	(1.0)	9,441			
〃	〃	〃	〃	南高尾山	(0.1)	411			
〃	〃	〃	〃	高尾山	(0.2)	282			
小計				(5) 5	(1.7) 2.3				

単位　延長:km　面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	北杜市	大平	0.6	106		17	
〃	〃	〃	〃	笠無	0.4	87		18	
〃	〃	〃	〃	瑞牆平	1.6	198	○	19	
〃	〃	〃	〃	塩川	0.4	89		20	
〃	〃	林業専用道	〃	井富1号支線	0.6	23		21	
〃	〃	〃	〃	和田1号支線	0.8	32	○	22	
〃	〃	〃	〃	観音峠大野山2号支線	1.0	101	○	23	
〃	〃	〃	〃	三沢1号支線	0.5	13		24	
〃	〃	〃	〃	三沢2号支線	0.5	13		25	
〃	〃	〃	〃	三沢3号支線	0.4	10		26	
〃	〃	〃	〃	松平1号線	0.6	32		27	
〃	〃	〃	〃	松平1号支線	0.7	45		28	
〃	〃	〃	〃	黒森1号支線	0.6	32		29	
〃	〃	〃	〃	本谷釜瀬1号支線	0.6	26		30	
〃	〃	〃	〃	本谷1号支線	0.7	32		31	
〃	〃	〃	〃	樫山1号支線	0.3	33	○	32	
〃	〃	〃	〃	樫山小森川1号支線	0.6	48		33	
〃	〃	〃	〃	樫山小森川2号支線	0.4	22		34	
〃	〃	〃	〃	小森川1号支線	1.6	110	○	35	
〃	〃	〃	〃	金ヶ岳1号支線	0.4	26		36	
〃	〃	〃	〃	雨乞尾白川1号支線	0.9	80		37	
〃	〃	〃	〃	釜無山1号支線	0.6	32		38	
〃	〃	〃	〃	横尾山1号支線	0.4	58		39	
〃	〃	〃	〃	馬場1号支線	0.4	30		40	
開設(改築)	〃	林道	〃	茅ヶ岳	(0.3)	121	○		
〃	〃	〃	〃	日向日影	(0.2)	185			
〃	〃	〃	〃	樫山	(0.1)	1,101			
〃	〃	〃	〃	周先ヶ原	(0.2)	245			
〃	〃	〃	〃	小森川	(0.1)	907			
〃	〃	〃	〃	小川山	(0.3)	624			
〃	〃	〃	〃	古柚川	(0.2)	808			
〃	〃	〃	〃	並木上	(0.1)	371			
〃	〃	〃	〃	雨乞尾白川	(0.5)	2,288			
〃	〃	〃	〃	釜無山	(0.5)	902			
〃	〃	〃	〃	白須	(0.5)	135			
〃	〃	〃	〃	釜無川右岸	(0.5)	2,024			
〃	〃	〃	〃	本村	(0.6)	50			
〃	〃	〃	〃	滝道川	(0.5)	91			
〃	〃	〃	〃	神宮	(0.2)	291			
〃	〃	〃	〃	田沢上	(0.5)	116			
小計				(16) 24	(5.3) 15.6				
開設	自動車道	林道	甲斐市	安寺下福沢	0.6	75		41	
小計				1	0.6				
開設	自動車道	林道	山梨市	塩平徳和	0.4	1,334		42	
〃	〃	〃	〃	仏沢	0.4	82		43	
〃	〃	〃	〃	徳和大平	0.4	69		44	
〃	〃	林業専用道	〃	荒川1号支線	0.5	126	○	45	
小計				4	1.7				
開設	自動車道	林道	笛吹市	大松沢	0.6	119	○	46	
〃	〃	〃	〃	鶯宿中芦川	0.4	267		47	
開設(改築)	〃	林道	〃	黒坂里道	(0.2)	358	○		
小計				(1) 2	(0.2) 1.0				
開設	自動車道	林道	甲州市	日川左岸	1.3	178	○	48	
〃	〃	〃	〃	大洞沢	0.4	98		49	
〃	〃	〃	〃	大見山	0.4	101		50	
〃	〃	〃	〃	思若美	0.4	73		51	
〃	〃	林業専用道	〃	日川左岸1号支線	1.6	85	○	52	
〃	〃	〃	〃	土室日川1号支線	0.4	77		53	
〃	〃	〃	〃	日川2号支線1号支線	0.4	72		54	
開設(改築)	〃	林道	〃	京戸岩崎山	(0.2)	354	○		
小計				(1) 7	(0.2) 4.9				
開設合計				(27) 54	(8.3) 32.1				

② 改良

単位　延長:km　面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	甲府市	野猿谷	0.5	1,299		
〃	〃	〃	〃	御岳	0.4	4,581	○	
〃	〃	〃	〃	荒川	0.5	963		
〃	〃	〃	〃	塔岩	0.8	418		
〃	〃	〃	〃	奥仙丈	0.3	597	○	
〃	〃	〃	〃	高成	0.3	413	○	
〃	〃	〃	〃	木賊	0.2	462		
〃	〃	〃	〃	奥御岳	0.2	1,156		
〃	〃	〃	〃	滝戸山	0.2	351		
〃	〃	〃	〃	池の平	0.2	530		
〃	〃	〃	〃	竹日向	0.2	110		
〃	〃	〃	〃	深草	0.2	31		
〃	〃	〃	〃	王岳	0.2	315		
〃	〃	〃	〃	折八古関	0.2	1,230		
〃	〃	〃	〃	心経寺	0.2	175		
〃	〃	〃	〃	猫坂	0.2	159		
〃	〃	〃	〃	帯那山	0.2	115		
〃	〃	〃	〃	草鹿沢	0.2	98		
〃	〃	林業専用道	〃	奥仙丈2号支線	0.5	51		
〃	〃	〃	〃	荒川1号支線	0.1	126		
小計				20	5.8			
拡張(改良)	自動車道	林道	韮崎市	御庵沢小武川	0.8	1,722		
〃	〃	〃	〃	小字沢	1.0	321	○	
〃	〃	〃	〃	小武川	0.3	3,137	○	
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	0.3	329		
〃	〃	〃	〃	御座石	1.0	318	○	
〃	〃	〃	〃	御所	0.3	232		
〃	〃	〃	〃	小武川支線	0.5	1,749		
〃	〃	〃	〃	戸沢	0.3	323		
〃	〃	〃	〃	清哲	0.2	565		
〃	〃	〃	〃	荒倉山	0.3	309		
〃	〃	〃	〃	青木沢	0.3	685		
〃	〃	〃	〃	旭山	0.3	143		
〃	〃	林業専用道	〃	御座石1号支線	0.4	46	○	
〃	〃	〃	〃	小字沢1号支線	0.5	58		
小計				14	6.5			
拡張(改良)	自動車道	林道	南アルプス市	御庵沢小武川	0.8	1,451		
〃	〃	〃	〃	御庵沢	0.5	493		
〃	〃	〃	〃	櫛形山	0.5	2,378		
〃	〃	〃	〃	塩沢	0.3	426	○	
〃	〃	〃	〃	南アルプス	1.5	9,441	○	
〃	〃	〃	〃	芦安	0.5	159		
〃	〃	〃	〃	大樺沢	0.5	714		
〃	〃	〃	〃	桃ノ木鳩打	0.4	285	○	
〃	〃	〃	〃	沓沢	0.5	1,093		
〃	〃	〃	〃	鳩打	1.0	428		
〃	〃	〃	〃	櫛形山支線	0.5	253		
〃	〃	〃	〃	甲西	0.3	145		
〃	〃	〃	〃	高尾伊奈ヶ湖	0.5	192		
〃	〃	〃	〃	塩前第2	0.8	87		
〃	〃	〃	〃	高室川	1.0	213		
〃	〃	〃	〃	大和川	1.0	334		
〃	〃	〃	〃	城山	0.5	196		
〃	〃	〃	〃	塩沢川	0.5	79		
〃	〃	〃	〃	前坂下下安通	0.5	42		
〃	〃	林業専用道	〃	御座石1号支線	0.1	46		
〃	〃	〃	〃	櫛形山支線1号支線	0.1	37		
小計				21	12.3			

単位　延長:km　面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	北杜市	茅ヶ岳	0.5	121	○	
〃	〃	〃	〃	金ヶ岳	0.5	651		
〃	〃	〃	〃	横尾山	0.5	1,205		
〃	〃	〃	〃	本谷釜瀬	0.3	3,293		
〃	〃	〃	〃	前山大明神	0.5	1,079		
〃	〃	〃	〃	観音峠大野山	0.8	1,606		
〃	〃	〃	〃	高須	0.4	211		
〃	〃	〃	〃	比志海岸寺	0.3	618		
〃	〃	〃	〃	日向日影	0.3	185	○	
〃	〃	〃	〃	樫山	0.3	1,101		
〃	〃	〃	〃	周先ヶ原	0.2	245		
〃	〃	〃	〃	小森川	0.3	907		
〃	〃	〃	〃	本谷	0.2	879		
〃	〃	〃	〃	富士見平	0.3	486		
〃	〃	〃	〃	黒森	0.2	164		
〃	〃	〃	〃	湯沢	0.3	483		
〃	〃	〃	〃	樫山小森川	0.2	181		
〃	〃	〃	〃	小川山	0.3	624		
〃	〃	〃	〃	奥山	0.2	160		
〃	〃	〃	〃	日向第2支線	0.2	86		
〃	〃	〃	〃	松平	0.2	346		
〃	〃	〃	〃	大野山	0.2	3,406		
〃	〃	〃	〃	みずがき	0.3	163		
〃	〃	〃	〃	古柚川	0.2	808		
〃	〃	〃	〃	並木上	0.2	371		
〃	〃	〃	〃	川俣	0.3	726		
〃	〃	〃	〃	雨乞尾白川	0.3	2,288		
〃	〃	〃	〃	尾白川	0.6	1,581		
〃	〃	〃	〃	釜無山	0.6	902		
〃	〃	〃	〃	大武川	0.2	1,345		
〃	〃	〃	〃	桑の木沢	0.2	947		
〃	〃	〃	〃	内山	0.2	182		
〃	〃	〃	〃	平久保	0.2	142		
〃	〃	〃	〃	大平	0.3	106		
〃	〃	〃	〃	石空川	0.2	544		
〃	〃	〃	〃	精進ヶ滝	0.3	1,217		
〃	〃	〃	〃	下来沢	0.3	211		
〃	〃	〃	〃	大平	0.2	138		
〃	〃	〃	〃	小武川	0.2	3,137		
〃	〃	〃	〃	千本桜	0.4	60	○	
〃	〃	〃	〃	大和	0.2	141		
〃	〃	〃	〃	神戸東小尾	0.2	95		
〃	〃	〃	〃	馬場	0.3	81		
〃	〃	〃	〃	岩下	0.2	335		
〃	〃	〃	〃	三沢	0.2	267		
〃	〃	〃	〃	松尾	0.2	80		
〃	〃	〃	〃	樫山伊利	0.2	97		
〃	〃	〃	〃	三沢高須	0.2	50		
〃	〃	〃	〃	和田東小尾	0.2	104		
〃	〃	〃	〃	旭山	0.2	92		
〃	〃	〃	〃	押出	0.3	37		
〃	〃	〃	〃	下笹尾	0.3	37		
〃	〃	〃	〃	釜無川右岸	0.5	2,024		
〃	〃	〃	〃	鳥原	0.5	141		
〃	〃	〃	〃	大坊	0.3	35		
〃	〃	〃	〃	滝道川	0.3	91		
〃	〃	〃	〃	大目沢	0.2	46		
〃	〃	〃	〃	白州中山	0.3	158		
〃	〃	〃	〃	真原	0.1	7		
〃	〃	〃	〃	正楽寺三之蔵	0.2	161		

単位　延長:km　面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	備考
〃	〃	〃	〃	甲川	0.2	98		
〃	〃	〃	〃	後森	0.2	45		
〃	〃	〃	〃	井富1号	0.1	88		
〃	〃	〃	〃	田沢	0.1	52		
〃	〃	〃	〃	曲足	0.2	125		
〃	〃	〃	〃	横手	0.3	32		
〃	〃	〃	〃	大坊	0.1	35		
〃	〃	〃	〃	神宮	0.3	291		
〃	〃	〃	〃	流川	0.2	176		
〃	〃	〃	〃	小林	0.2	24		
〃	〃	〃	〃	木綿沢	0.2	176		
〃	〃	〃	〃	大沢	0.2	106		
〃	〃	〃	〃	武川中山	0.3	92		
〃	〃	〃	〃	軽井沢	0.1	18		
〃	〃	林業専用道	〃	観音峠大野山1号支線	0.1	66		
〃	〃	〃	〃	観音峠大野山2号支線	0.1	101		
〃	〃	〃	〃	和田1号支線	0.1	56		
〃	〃	〃	〃	樫山1号支線	0.1	33		
〃	〃	〃	〃	比志海岸寺1号支線	0.1	55		
小計				79	20.7			
拡張(改良)	自動車道	林道	甲斐市	観音峠大野山	0.5	609		
〃	〃	〃	〃	大明神	0.3	212		
〃	〃	〃	〃	安寺沢	0.4	302		
〃	〃	〃	〃	打返	0.3	148		
〃	〃	〃	〃	漆戸	0.2	146		
〃	〃	〃	〃	大川	0.2	65		
〃	〃	〃	〃	上芦沢	0.2	44		
〃	〃	〃	〃	菅口	0.3	170		
〃	〃	〃	〃	千田	0.2	90		
小計				9	2.6			
拡張(改良)	自動車道	林道	中央市	大鳥居	0.5	476		
小計				1	0.5			
拡張(改良)	自動車道	林道	山梨市	水ヶ森	0.3	1,613		
〃	〃	〃	〃	川上牧丘	0.6	2,771	○	
〃	〃	〃	〃	乾徳山	0.6	1,237	○	
〃	〃	〃	〃	鶏冠山	0.5	4,349		
〃	〃	〃	〃	黒金山徳和	0.2	701		
〃	〃	〃	〃	一ツ木水ヶ森	0.3	182		
〃	〃	〃	〃	棚沢	0.3	182		
〃	〃	〃	〃	余沢	0.2	192		
〃	〃	〃	〃	黒金山	0.3	1,510		
〃	〃	〃	〃	塚本山	0.3	205		
〃	〃	〃	〃	荒川	0.3	85		
〃	〃	〃	〃	東山中部	0.3	1,329	○	
〃	〃	〃	〃	鈴庫山	0.3	1,989	○	
〃	〃	〃	〃	塩平徳和	0.2	1,334		
〃	〃	〃	〃	神峰	0.3	132		
〃	〃	〃	〃	花後	0.1	70		
〃	〃	〃	〃	神峰沢	0.2	70		
〃	〃	〃	〃	赤芝	0.2	175		
〃	〃	〃	〃	乙ヶ妻	0.2	62		
〃	〃	〃	〃	小倉山	0.3	215		
〃	〃	〃	〃	小楢山	0.2	130		
〃	〃	〃	〃	栃な代	0.1	40		
〃	〃	〃	〃	岩殿山	0.1	103		
〃	〃	〃	〃	境沢	0.2	80		
〃	〃	〃	〃	滝沢	0.2	52		
〃	〃	〃	〃	大沢	0.3	100		
〃	〃	〃	〃	滝返	0.2	47		
〃	〃	〃	〃	鳥屋沢	0.1	75		
〃	〃	〃	〃	不定口	0.1	52		
〃	〃	〃	〃	一ツ木水ヶ森支線	0.1	67		
〃	〃	〃	〃	雷	0.2	170		
〃	〃	〃	〃	徳和	0.3	172		
〃	〃	〃	〃	徳和下釜口	0.2	38		
〃	〃	林業専用道	〃	川上牧丘1号支線	0.3	180		
小計				34	8.6			

単位　延長:km　面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	笛吹市	蕪入沢上芦川	0.4	1,088	○	
〃	〃	〃	〃	京戸岩崎山	0.3	506		
〃	〃	〃	〃	黒坂里道	0.4	358	○	
〃	〃	〃	〃	大窪鶯宿	0.3	720		
〃	〃	〃	〃	苅置沢	0.2	169		
〃	〃	〃	〃	金山沢	0.3	265		
〃	〃	〃	〃	京戸	0.3	77		
〃	〃	〃	〃	大松沢	0.2	119		
〃	〃	〃	〃	京戸支線	0.2	25		
〃	〃	〃	〃	大積寺	0.1	400		
〃	〃	〃	〃	大窪鶯宿	0.3	904		
〃	〃	〃	〃	名所山	0.2	72		
〃	〃	〃	〃	神座山	0.2	625		
〃	〃	〃	〃	達沢山	0.1	270		
〃	〃	〃	〃	水ヶ沢	0.1	126		
〃	〃	〃	〃	沢妻	0.1	481		
〃	〃	〃	〃	入沢	0.2	130		
小計				17	3.9			
拡張(改良)	自動車道	林道	甲州市	土室日川	0.1	188		
〃	〃	〃	〃	京戸岩崎山	0.5	354	○	
〃	〃	〃	〃	菱山深沢	0.5	866	○	
〃	〃	〃	〃	大蔵沢大鹿	0.6	635	○	
〃	〃	〃	〃	鈴庫山	0.2	1,989		
〃	〃	〃	〃	土室日川	0.1	188		
〃	〃	〃	〃	嵯峨塩深沢	0.5	512	○	
〃	〃	〃	〃	一の平	0.2	50		
〃	〃	〃	〃	竹森	0.4	365	○	
〃	〃	〃	〃	日川	0.1	499		
〃	〃	〃	〃	小屋敷	0.2	366		
〃	〃	〃	〃	砥山	0.2	217		
〃	〃	〃	〃	焼山沢真木	0.6	939	○	
〃	〃	〃	〃	源次郎	0.2	486	○	
〃	〃	〃	〃	高芝	0.2	247		
〃	〃	〃	〃	松田	0.2	240		
〃	〃	〃	〃	菖蒲沢	0.1	139		
〃	〃	〃	〃	大滝	0.1	55		
〃	〃	〃	〃	大志戸支線	0.1	44		
〃	〃	〃	〃	大志戸	0.2	413		
〃	〃	〃	〃	雨沢	0.1	98		
〃	〃	〃	〃	小路	0.1	202		
〃	〃	〃	〃	八久保	0.8	184		
〃	〃	〃	〃	棚小屋	0.1	276		
〃	〃	〃	〃	古部土地	0.1	118		
〃	〃	〃	〃	徳波	0.1	91		
〃	〃	〃	〃	滑沢	0.2	45		
〃	〃	〃	〃	一ノ瀬	0.1	3,248		
〃	〃	〃	〃	泉水横手山	0.1	2,678		
〃	〃	〃	〃	大ダル	0.1	1,122		
〃	〃	林業専用道	〃	日川1号支線	0.1	112		
〃	〃	〃	〃	嵯峨塩深沢1号支線	0.1	113		
〃	〃	〃	〃	砥山1号支線	0.1	110		
〃	〃	〃	〃	鈴庫山1号支線	0.1	105		
〃	〃	〃	〃	日川2号支線	0.1	121		
小計				35	7.6			
拡張(改良)合計				230	68.5			

③ 舗装

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲府市	塔岩	0.3	418		
〃	〃	〃	〃	奥仙丈	0.5	597		
小計				2	0.8			
拡張(舗装)	自動車道	林道	韮崎市	小武川	0.2	3,137		
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	0.2	329		
〃	〃	〃	〃	御座石	0.2	318		
〃	〃	〃	〃	荒倉山	0.2	309		
〃	〃	〃	〃	柳平	0.2	72		
小計				5	1.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	南アルプス市	御庵沢小武川	0.2	1,451		
〃	〃	〃	〃	塩沢	0.2	426		
〃	〃	〃	〃	南アルプス	1.0	9,441		
〃	〃	〃	〃	芦安	0.2	159		
〃	〃	〃	〃	櫛形山支線	0.3	253	○	
〃	〃	〃	〃	塩前第2	0.2	87		
〃	〃	〃	〃	高室川	0.2	213		
〃	〃	〃	〃	城山	0.2	196		
小計				8	2.5			

単位　延長:km　面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	北杜市	茅ヶ岳	0.5	121		
〃	〃	〃	〃	金ヶ岳	0.2	651		
〃	〃	〃	〃	横尾山	0.5	1,205		
〃	〃	〃	〃	前山大明神	0.2	1,079		
〃	〃	〃	〃	日向日影	0.2	185		
〃	〃	〃	〃	樫山小森川	0.2	181		
〃	〃	〃	〃	小川山	0.2	624		
〃	〃	〃	〃	松平	0.2	346		
〃	〃	〃	〃	並木上	0.2	371		
〃	〃	〃	〃	川俣	0.2	726		
〃	〃	〃	〃	尾白川	0.2	1,581		
〃	〃	〃	〃	釜無山	0.2	902		
〃	〃	〃	〃	内山	0.2	182		
〃	〃	〃	〃	石空川	0.2	544		
〃	〃	〃	〃	精進ヶ滝	0.2	1,103		
〃	〃	〃	〃	木賊平	0.2	161		
〃	〃	〃	〃	天王原	0.2	18		
〃	〃	〃	〃	岩下	0.2	335		
〃	〃	〃	〃	つくえ	0.2	42		
〃	〃	〃	〃	旭山	0.2	92		
〃	〃	〃	〃	唐沢	0.2	152		
〃	〃	〃	〃	鳴石	0.2	66		
〃	〃	〃	〃	大鹿	0.2	148		
〃	〃	〃	〃	飛沢	0.2	58		
〃	〃	〃	〃	熊狩富士見	0.2	23		
〃	〃	〃	〃	西泉	0.2	62		
〃	〃	〃	〃	後森	0.2	45		
〃	〃	〃	〃	押出	0.2	37		
〃	〃	〃	〃	下笹尾	0.2	37		
〃	〃	〃	〃	大目沢	0.2	46		
〃	〃	〃	〃	田沢	0.2	52		
〃	〃	〃	〃	前沢	0.2	225		
〃	〃	〃	〃	白須	0.2	135		
〃	〃	〃	〃	曲足	0.2	125		
〃	〃	〃	〃	横手	0.2	32		
〃	〃	〃	〃	大坊	0.2	35		
〃	〃	〃	〃	神宮	0.6	291	○	
〃	〃	〃	〃	田沢上	0.2	116		
〃	〃	〃	〃	流川	0.2	176		
〃	〃	〃	〃	小林	0.2	24		
〃	〃	〃	〃	木綿沢	0.2	176		
〃	〃	〃	〃	大沢	0.2	106		
〃	〃	〃	〃	武川中山	0.2	92		
〃	〃	〃	〃	軽井沢	0.2	18		
〃	〃	〃	〃	大平	0.2	138		
小計				45	10.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲斐市	大明神	0.2	212		
〃	〃	〃	〃	安寺沢	0.2	302		
〃	〃	〃	〃	打返	0.2	148		
〃	〃	〃	〃	漆戸	0.2	146		
〃	〃	〃	〃	菅口	0.2	170		
小計				5	1.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	中央市	大鳥居	0.2	476		
小計				1	0.2			

単位　延長:km　面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	山梨市	乾徳山	0.2	1,237		
〃	〃	〃	〃	鶏冠山	0.2	4,349		
〃	〃	〃	〃	一ツ木水ヶ森	0.2	182		
〃	〃	〃	〃	余沢	0.2	192		
〃	〃	〃	〃	黒金山	0.2	1,510		
〃	〃	〃	〃	東山中部	1.2	1,329	○	
〃	〃	〃	〃	塩平徳和	0.2	1,334		
〃	〃	〃	〃	花後	0.2	70		
〃	〃	〃	〃	赤芝	0.2	175		
〃	〃	〃	〃	一ツ木	0.2	31		
〃	〃	〃	〃	乙ヶ妻	0.2	62		
〃	〃	〃	〃	小倉山	0.2	215		
〃	〃	〃	〃	小楢山	0.2	130		
〃	〃	〃	〃	栃な代	0.2	40		
〃	〃	〃	〃	岩殿山	0.2	103		
〃	〃	〃	〃	境沢	0.2	80		
〃	〃	〃	〃	滝沢	0.2	52		
〃	〃	〃	〃	大沢	0.2	100		
〃	〃	〃	〃	滝返	0.2	47		
〃	〃	〃	〃	鳥屋沢	0.2	75		
〃	〃	〃	〃	雷	0.2	170		
〃	〃	〃	〃	徳和	0.2	172		
〃	〃	〃	〃	徳和下釜口	0.2	38		
小計				23	5.6			
拡張(舗装)	自動車道	林道	笛吹市	京戸岩崎山	0.2	506		
〃	〃	〃	〃	京戸	0.2	77		
〃	〃	〃	〃	大積寺	0.2	400		
〃	〃	〃	〃	崩山	0.2	156		
〃	〃	〃	〃	大窪鶯宿	1.0	904		
〃	〃	〃	〃	御坂山	0.2	279		
〃	〃	〃	〃	沢妻	0.2	481		
〃	〃	〃	〃	鶯宿中芦川	0.3	267		
小計				8	2.5			
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲州市	土室日川	0.2	188		
〃	〃	〃	〃	京戸岩崎山	0.8	354		
〃	〃	〃	〃	大蔵沢大鹿	0.5	635		
〃	〃	〃	〃	竹森	0.5	365		
〃	〃	〃	〃	日川	0.4	499		
〃	〃	〃	〃	小屋敷	0.2	366		
〃	〃	〃	〃	砥山	0.5	217		
〃	〃	〃	〃	焼山沢真木	0.5	939		
〃	〃	〃	〃	源次郎	0.2	486		
〃	〃	〃	〃	大藤	0.2	634		
〃	〃	〃	〃	松田	0.2	240		
〃	〃	〃	〃	菖蒲沢	0.2	139		
〃	〃	〃	〃	上条平沢	0.2	115		
〃	〃	〃	〃	大滝	0.2	55		
〃	〃	〃	〃	棚小屋	0.2	276		
〃	〃	〃	〃	古部土地	0.2	118		
〃	〃	〃	〃	徳波	0.2	91		
小計				17	5.4			
拡張(舗装)合計				114	29.0			

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積:ha

保安林の種別	面積	うち前半5年分	指定面積	備考
総数(実面積)	106,791	106,591	405	
水源のかん養のための保安林	85,214	85,139	150	
災害の防備のための保安林	21,289	21,164	250	
保健、風致の保存等のための保安林	8,410	8,405	5	

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半５カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	計			150	75		
	水源涵養	中北林務環境事務所	甲府市	10	5	水源涵養のため	
			韮崎市	0	0	〃	
			南アルプス市	16	8	〃	
			北杜市	51	25	〃	
			甲斐市	9	4	〃	
			中央市	1	1	〃	
			小計	87	43		
		峡東林務環境事務所	山梨市	25	13	水源涵養のため	
			笛吹市	22	11	〃	
			甲州市	16	8	〃	
			小計	63	32		

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村		前半５カ年の計画面積		
指定	計			250	125		
	災害防備	中北林務環境事務所	甲府市	17	9	災害防備のため	
			韮崎市	0	1	〃	
			南アルプス市	26	13	〃	
			北杜市	85	42	〃	
			甲斐市	15	7	〃	
			中央市	2	1	〃	
			小計	145	73		
		峡東林務環境事務所	山梨市	42	21	災害防備のため	
			笛吹市	36	18	〃	
			甲州市	27	13	〃	
			小計	105	52		

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村		前半５カ年の計画面積		
指定	計			5	0		
	保健風致の保存等	中北林務環境事務所	甲府市	0	0	公衆の保健、風致保存のため	
			韮崎市	0	0	〃	
			南アルプス市	1	0	〃	
			北杜市	1	0	〃	
			甲斐市	0	0	〃	
			中央市	0	0	〃	
			小計	2	0		
		峡東林務環境事務所	山梨市	1	0	公衆の保健、風致保存のため	
			笛吹市	1	0	〃	
			甲州市	1	0	〃	
			小計	3	0		

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村		前半５カ年の計画面積		
解除	計			1	1		
	水源涵養	中北林務環境事務所	甲府市				
			韮崎市				
			南アルプス市				
			北杜市				
			甲斐市				
			中央市				
			小計	0	0		
		峡東林務環境事務所	山梨市				
			笛吹市				
			甲州市	1	1	公共事業等による解除	
			小計	1	1		

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村		前半５カ年の計画面積		
解除	計			1	1		
	災害防備	中北林務環境事務所	甲府市				
			韮崎市				
			南アルプス市				
			北杜市				
			甲斐市				
			中央市				
			小計	0	0		
		峡東林務環境事務所	山梨市				
			笛吹市				
			甲州市	1	1	公共事業等による解除	
			小計	1	1		

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

（３）実施すべき治山事業の数量

森林の所在					治山事業施行地区数		主な工種	備考
区分	市町村	計画	区域			うち前半５年分		
			民有林	県有林				
中北林務環境事務所	甲府市	前期	16、101、406、407、408	74、83、91、93、94、98、133	12	12	渓間工 山腹工 改良	
		後期	1、23、101、103、104、105、113、414	81、82、84、85、86、87、88、89、90、136	18			
	韮崎市	前期	13、18、19、28、61、65	405、410、411、419、587	11	11	渓間工 山腹工 改良	
		後期	3、7、20、34、40	402、403、404、406、407、408、412	12			
	南アルプス市	前期	4、201、312、313	39、40、43、46、47－Ⅱ、49、55、60	12	12	渓間工 山腹工 改良	
		後期	1、317、318、319	33、34、42、45、47－Ⅰ、48、55、59	12			
	北杜市	前期	115、210、217、222、517	422、427、428、432、521、536、537、540	13	13	渓間工 山腹工 改良	
		後期	253、254、257、518、533、549、550	456、458、482、500、539、559、560、561、566、567、576	18			
	甲斐市	前期	5、15、20	71	4	4	渓間工 山腹工 改良	
		後期	13、16	73	3			
	中央市	前期	3、4、5		3	3	渓間工 山腹工 改良	
		後期	6	137	2			
峡東林務環境事務所	山梨市	前期	114、120、124、131、274、275	10、11、18、37、38、39、61	13	13	渓間工 山腹工 改良	
		後期	3、10、109、110、111、113、123、209、219、247、272、273	8、9、12、13、15、17、20、21、22、26、28、29、30、34、60、62	28			
	笛吹市	前期	203、302、323、406、610、614、620、	112、113、114、116、118、125－Ⅰ、130、132	15	15	渓間工 山腹工 改良	
		後期	202、203、207、208、209、304、327、404、405、612、619	110、111、115、117、119、120、121、123、124、126、127、128、129、131、133	26			
	甲州市	前期	13、19、203、304	70、75、76、78、83、84、85、88、89、101	14	14	渓間工 山腹工 改良	
		後期	10、11、12、19、20、21、22、23、24、25、208、209、302、303、310、311	73、77、79、80、81、87、91、104、105、106	26			
計		前期	43	54	97	97		
		後期	66	79	145			
		計	109	133	242			

注　地区数については、保安林整備、保全施設の林班数を区分せず一括して計上
（保全施設については、計画期間中に一部概成以上になる林班のみを計上）

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし。

第７　その他必要な事項

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

（１）保安林の施業方法

森林法第３３条の規定による指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第３４条により知事の許可（森林法第３４条の２第１項に規定する択伐の場合または同法第３４条の３第１項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。(その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。) 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。 また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。
土砂崩壊防備保安林	1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。	1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。 2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
防風保安林	1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。)にあっては禁伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内とする。 2) 皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部または相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20m以上にわたり帯状に残存することとなるようにする。 3) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。 4) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、該当保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗をおおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして、注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。
防火保安林	1) 原則として禁伐とする。		

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水害防備保安林	1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	
風致保安林	1) 原則として択伐とする。 但し、風致の保存のため特に必要があると認められる森林あっては禁伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健保安林	1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあっては伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。
落石防止保安林	1) 原則として禁伐とする。 但し、緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
干害防備保安林	1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度毎に公表された皆伐面積の範囲内であり一箇所当たりの面積の限度は2ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

注)1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。なお、伐採方法が禁伐の森林にあっては、原則として間伐も行わないものとする。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1)択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2)伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または＜附録式＞により算出された率のいずれか小さい率と

する。ただしその率が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。

＜附録式＞

$$\frac{Vo-Vs\times(7/10)}{Vo}$$

Vo：当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Vs：当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3　伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4　植栽本数は、おおむね 1ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000 本を超えるときは、3,000 本とする。

基準となる植栽本数＝$3,000\times(5/V)^{2/3}$

V：当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される 1ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。原則として当該森林の森林簿又は森林調査簿に示されている植栽する樹種に係る地位級をもって表す。

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5　標準伐期齢は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢による。

（２）保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。但し、森林法第４４条で定められた場合を除く。

（３）自然公園内の施業方法

ア　国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第２０条第３項及び第２１条第３項の規定により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森　林　施　業　方　法
特　別 保護地区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。
第一種 特別地域	1）第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 3）当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算定した択伐率は、当該区分の現在蓄積の10%以下とする。
第二種 特別地域	1）第二種特別地域の森林の施業は択伐法によるものとする。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 2）公園計画に基づく公園事業に係る施設（車道、歩道等）、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 3）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4）当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算出した択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては現在蓄積の60%以下とする。（ただし、この場合においても、市町村森林整備計画に定める択伐率以下となるようにすること。） 5）皆伐法による場合、上記3）の規定による他、その伐区は次のとおりとする。 ①　一伐区の面積は2ha以内とする。 但し、樹冠疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または公園事業に係る施設（車道、歩道等）、集団施設地区、単独施設等

	の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 ② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。
第 三 種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施するものとする

イ 県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県立自然公園条例第２０条第４項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

（４）砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第４条及び山梨県砂防指定地管理条例第２条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第２条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森　林　施　業　方　法
伐採の方法	1）砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあっては禁伐とする。なお、渓流に沿った両岸 20m幅以内の区域及び渓流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあっては、伐採種は指定しない。 2）土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10ha を超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。 3）伐根は原則禁止とする。やむを得ず伐根を行う場合は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

（５）急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

（６）鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第２９条第７項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森　林　施　業　方　法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。
伐採の限度	単木択伐、立木竹の本数において20パーセント以下の間伐とする。

（７）史跡名勝天然記念物または県指定文化財に指定された区域の施業方法

史跡名勝天然記念物または県指定文化財に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第１２５条または山梨県文化財保護条例第３５条により文化庁長官または知事の許可が必要である。

（８）埋蔵文化財包蔵地での施業方法

周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財の調査以外の目的で掘削等の行為を行う場合には、文化財保護法第９３条又は第９４条に基づく届出ま

たは通知が必要である。

（９）母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第７条第１項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

（１０）風致地区に指定された森林の施業方法

風致地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県風致地区条例または各市町村風致地区条例により許可が必要である（※県条例が適用となる風致地区は、面積が 10ha 以上のもの（2 以上の市町村の区域にわたるものに限る））。

参考として県条例の要件を次に示す。

（参考）県条例における基準

木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものについて、許可するものとする。

ア　建築物、その他の工作物の新築、改築、増築または移転及び宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更を行う為に必要な最小限度の伐採

イ　森林の択伐

ウ　伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（都市の風致の維持上特に枢要な森林で、あらかじめ知事が指定した箇所を除く。）で、伐採区域の面積が１ha 以下のもの。

（１１）自然環境保全地区等の施業方法

ア　自然保存地区

自然保存地区の特別地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然環境保全法第４６条及び山梨県自然環境保全条例第１３条第３項により知事の許可が必要である。

特別地区内での伐採は、伐採方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない方法によるものについて許可するものとする。

イ　景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第１５条第１項により知事に届出が必要である。また同条例第２３条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第１１条）で定める基準〉

a　単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%

b　その他の場合　：伐採対象面積 300 ㎡

ウ　歴史景観保全地区

歴史景観保全地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第 16 条第 1 項により知事に届出が必要であり、また同条例第 23 条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第８条・第１１条）で定める基準〉

a　単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%

b　その他の場合　：伐採対象面積 300 ㎡

エ　自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第 16 条第 1 項により知事に届出が必要であり、また同条例第 23 条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第８条・第１１条）で定める基準〉

a　単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 20%

b　その他の場合　：伐採対象面積 2,500 ㎡

オ　自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第１５条第１項により知事に届出が必要である。

（１２）ユネスコエコパーク区域の施業方法

各種法令等を遵守した森林施業を実施するとともに、森林生産活動との調和を図りながら、生態系の保全と持続可能な自然と人間社会の共生がなされるよう、十分配慮した森林整備を推進することが必要である。